

衆議院 第七十七回国会 經濟産業委員會 會議録 第十四号

平成二十三年七月十五日(金曜日)

午前十時二十一分開議

出席委員

委員長 田中けいしゅう君

理事 石関 貴史君 理事 北神 圭朗君

理事 楠田 大蔵君 理事 後藤 斎君

理事 近藤 洋介君 理事 谷畑 孝君

理事 西村 康稔君 理事 佐藤 茂樹君

理事 緒方林太郎君 理事 川口 博君

理事 川島智太郎君 理事 木村たけつか君

理事 榊 万里君 理事 熊山 篤嗣君

理事 齊木 武志君 理事 齋藤やすのり君

理事 柴橋 正直君 理事 白石 洋一君

理事 杉本かずみ君 理事 平 智之君

理事 高松 和夫君 理事 高邑 勉君

理事 中山 義活君 理事 橋本 勉君

理事 初鹿 明博君 理事 花咲 宏基君

理事 藤田 大助君 理事 藤田 憲彦君

理事 宮崎 岳志君 理事 森本 哲生君

理事 山本 剛正君 理事 吉田おさむ君

理事 秋葉 賢也君 理事 梶山 弘志君

理事 近藤三津枝君 理事 田村 憲久君

理事 高市 早苗君 理事 橋 慶一郎君

理事 西野あきら君 理事 額賀福志郎君

理事 稲津 久君 理事 吉井 英勝君

理事 山内 康一君 理事 園田 博之君

經濟産業大臣

外務副大臣

財務副大臣

内閣府大臣政務官

法務大臣政務官

外務大臣政務官

財務大臣政務官

文部科学大臣政務官

海江田万里君

伴野 豊君

五十嵐文彦君

園田 康博君

黒岩 宇洋君

菊田真紀子君

尾立 源幸君

笠 浩史君

經濟産業大臣政務官

(警察庁長官官房審議官)

(法務省人国管理局長)

(外務省大臣官房参事官)

(政府参考人)

(政府参考人)

(政府参考人)

(政府参考人)

(政府参考人)

(政府参考人)

(政府参考人)

(政府参考人)

(政府参考人)

(政府参考人)

(政府参考人)

(政府参考人)

(政府参考人)

(政府参考人)

(政府参考人)

(政府参考人)

(政府参考人)

(政府参考人)

(政府参考人)

(政府参考人)

(政府参考人)

(政府参考人)

(政府参考人)

(政府参考人)

(政府参考人)

(政府参考人)

(政府参考人)

(政府参考人)

(政府参考人)

(政府参考人)

(政府参考人)

中山 義活君

鎌田 聡君

高宅 茂君

宮島 昭夫君

杉山 晋輔君

厚木 進君

吉田 正一君

細野 哲弘君

寺坂 信昭君

網井 幸裕君

池田 元久君

高邑 勉君

宮崎 岳志君

森本 哲生君

藤田 大助君

秋葉 賢也君

田村 憲久君

望月 義夫君

橋 慶一郎君

平 智之君

田嶋 要君

杉本かずみ君

宮崎 大助君

藤田 憲彦君

杉本かずみ君

田嶋 要君

森本 哲生君

高邑 勉君

池田 元久君

藤田 憲彦君

杉本かずみ君

田嶋 要君

森本 哲生君

高邑 勉君

池田 元久君

秋葉 賢也君

田村 憲久君

望月 義夫君

橋 慶一郎君

平 智之君

田嶋 要君

宮崎 大助君

藤田 憲彦君

杉本かずみ君

田嶋 要君

森本 哲生君

高邑 勉君

池田 元久君

藤田 憲彦君

杉本かずみ君

田嶋 要君

森本 哲生君

高邑 勉君

池田 元久君

藤田 憲彦君

杉本かずみ君

田嶋 要君

森本 哲生君

高邑 勉君

池田 元久君

藤田 憲彦君

杉本かずみ君

田嶋 要君

森本 哲生君

高邑 勉君

池田 元久君

藤田 憲彦君

杉本かずみ君

田嶋 要君

森本 哲生君

秋葉 賢也君

田村 憲久君

望月 義夫君

橋 慶一郎君

平 智之君

田嶋 要君

宮崎 大助君

藤田 憲彦君

杉本かずみ君

田嶋 要君

森本 哲生君

高邑 勉君

池田 元久君

藤田 憲彦君

杉本かずみ君

田嶋 要君

森本 哲生君

高邑 勉君

池田 元久君

藤田 憲彦君

杉本かずみ君

田嶋 要君

森本 哲生君

高邑 勉君

池田 元久君

藤田 憲彦君

杉本かずみ君

田嶋 要君

森本 哲生君

高邑 勉君

池田 元久君

藤田 憲彦君

杉本かずみ君

田嶋 要君

森本 哲生君

秋葉 賢也君

田村 憲久君

望月 義夫君

橋 慶一郎君

平 智之君

田嶋 要君

宮崎 大助君

藤田 憲彦君

杉本かずみ君

田嶋 要君

森本 哲生君

高邑 勉君

池田 元久君

藤田 憲彦君

杉本かずみ君

田嶋 要君

森本 哲生君

高邑 勉君

池田 元久君

藤田 憲彦君

杉本かずみ君

田嶋 要君

森本 哲生君

高邑 勉君

池田 元久君

藤田 憲彦君

杉本かずみ君

田嶋 要君

森本 哲生君

高邑 勉君

池田 元久君

藤田 憲彦君

杉本かずみ君

田嶋 要君

森本 哲生君

秋葉 賢也君

田村 憲久君

望月 義夫君

橋 慶一郎君

平 智之君

田嶋 要君

宮崎 大助君

藤田 憲彦君

杉本かずみ君

田嶋 要君

森本 哲生君

高邑 勉君

池田 元久君

藤田 憲彦君

杉本かずみ君

田嶋 要君

森本 哲生君

高邑 勉君

池田 元久君

藤田 憲彦君

杉本かずみ君

田嶋 要君

森本 哲生君

高邑 勉君

池田 元久君

藤田 憲彦君

杉本かずみ君

田嶋 要君

森本 哲生君

高邑 勉君

池田 元久君

藤田 憲彦君

杉本かずみ君

田嶋 要君

森本 哲生君

同月十六日

提携リースを規制する法律の制定を求めること
に関する陳情書(大阪市北区西天満一の一の二の
五中本和洋(第一五五号))
東日本大震災への対応及び原子力発電所の安全
確保に関する陳情書(鹿児島市山下町一一の一
上門秀彦(第一五六号))

同月三日

安全性の未確立な原発依存からエネルギー政策
の抜本的見直しを求める意見書(高知県南国市
議会(第四六〇五号))
夏期に向けての電力供給に関する意見書(千葉
市議会(第四六〇六号))
競輪事業の改善を緊急に求める意見書(岐阜県
大垣市議会(第四六〇七号))
原子力行政の見直しを求める意見書(大阪市議
会(第四六〇八号))

原発事故防止のための抜本対策を求める意見書
(香川県丸亀市議会(第四六〇九号))
原子力発電所の安全対策の強化等を求める意見
書(愛媛県議会(第四六一〇号))
原子力発電に係る安全対策強化などを求める意
見書(佐賀県議会(第四六一一号))

震災対策の強化を求める意見書(静岡県磐田市
議会(第四六一二号))
浜岡原子力発電所の全面停止に伴う電力の安定
確保についての意見書(愛知県議会(第四六一
三号))

福島第一原子力発電所の原子力災害等を踏まえ
た原子力発電所の安全確保等を求める意見書
(福井県議会(第四六一四号))

同月十六日

上関原子力発電所建設計画に関する意見書(山
口県下松市議会(第四六五六号))
原子力エネルギー政策を転換し、自然エネル
ギー政策促進を求める意見書(岩手県遠野市議
会(第四六五七号))
原子力発電からの脱却を求める意見書(福井県
小浜市議会(第四六五八号))

原発事故への迅速、的確な対応と、安全性の未
確立な原発依存から、エネルギー政策の抜本的
見直しを求める意見書(高知県芸西村議会(第
四六五九号))
今後の電力需給対策に関する意見書(京都市議
会(第四六六〇号))

中部電力株式会社浜岡原子力発電所の安全対策
に関する意見書(静岡県島田市議会(第四六六
一号))
電力需給対策に関する意見書(栃木県議会(第
四六六二号))

当面の電力需給対策に関する意見書(山形県飯
豊町議会(第四六六三号))
東日本大震災による福島原発事故を受けて住民
の生活と健康を守るべく、エネルギー政策の見
直し等を求める意見書(広島県海田町議会(第
四六六四号))

七月五日
安全性の未確立な原発依存からエネルギー政策
の抜本的見直しを求める意見書(埼玉県吉川市
議会(第四八八〇号))

安全最優先のエネルギー政策に転換することを
求める意見書(埼玉県杉戸町議会(第四八八
号))
安全性の未確立な原発依存からエネルギー政策
の抜本的見直しを求める意見書(高知県安芸市
議会(第四八八二号))

安全性の未確立な原発依存からエネルギー政策
の抜本的見直しを求める意見書(高知県奈半利
町議会(第四八八三号))
安全性の未確立な原発依存からエネルギー政策
の抜本的見直しを求める意見書(高知県大川村
議会(第四八八四号))

安全性の未確立な原発依存からエネルギー政策
の抜本的見直しを求める意見書(高知県中土佐
町議会(第四八八五号))
安全性の未確立な原発依存からエネルギー政策
の抜本的見直しを求める意見書(高知県越知町
議会(第四八八六号))

安全性の未確立な原発依存からエネルギー政策
の抜本的見直しを求める意見書(高知県日高村
議会(第四八八七号))

安全性の未確立な原発依存からエネルギー政策
の抜本的見直しを求める意見書(高知県大月町
議会(第四八八八号))
安全性の未確立な原発依存からエネルギー政策
の抜本的見直しを求める意見書(高知県黒潮町
議会(第四八八九号))

安全性の未確立な原発依存からエネルギー政策
の抜本的見直しを求める意見書(長野県諏訪
市議会(第四八九〇号))
上関原子力発電所建設計画に関する意見書(広
島県世羅町議会(第四八九一号))

上関原子力発電所建設に関する意見書(山口県
田布施町議会(第四八九二号))
国のエネルギー政策の抜本的な見直しを求める
意見書(北海道遠軽町議会(第四八九三号))

国のエネルギー政策の転換とその移行期間にお
ける原子力発電所の安全確保を求める意見書
(愛知県東郷町議会(第四八九四号))
国のエネルギー政策の転換を求める意見書(島
根県吉賀町議会(第四八九五号))

国のエネルギー政策に対する意見書(山口県周
防大島町議会(第四八九六号))
原発からの撤退、安全最優先と自然エネルギー
への転換を求める意見書(北海道七飯町議会(第
四八九七号))

原発からの撤退、安全最優先と自然エネルギーへ
の転換を求める意見書(北海道森町議会(第四
八九八号))
原発からの撤退、安全最優先と自然エネルギーへ
の転換を求める意見書(北海道長万部町議会(第
四八九九号))

原発からの撤退、安全最優先と自然エネルギー
への転換を求める意見書(北海道黒松内町議会(第
四九〇〇号))
原発からの撤退、安全最優先と自然エネルギー
への転換を求める意見書(北海道古平町議会(第
四九〇一号))

原子力発電からの撤退し自然エネルギーへの早期
転換を求める意見書(北海道仁木町議会(第四
九〇二号))
原発からの撤退、安全最優先と自然エネルギー
への転換を求める意見書(北海道上川町議会(第
四九〇三号))

原発からの撤退、安全最優先と自然エネルギー
への転換を求める意見書(北海道白老町議会(第
四九〇四号))
原発政策の見直し及び自然エネルギーへの転換
を求める意見書(北海道広尾町議会(第四九〇
五号))

原子力・エネルギー政策を転換し、自然エネル
ギー政策促進を求める意見書(宮城県白石市議
会(第四九〇六号))
原子力発電所の安全対策の強化等を求める意見
書(宮城県白石市議会(第四九〇七号))

原子力・エネルギー政策の転換を求める意見書
(茨城県取手市議会(第四九〇八号))
原子力・エネルギー政策を転換し、自然エネル
ギー政策の促進を求める意見書(埼玉県富士見
市議会(第四九〇九号))

原子力発電所の安全対策の強化等を求める意見
書(埼玉県嵐山町議会(第四九一〇号))
原子力推進から省エネルギーや再生可能エネル
ギーを中心としたエネルギー政策への転換を求
める意見書(千葉県我孫子市議会(第四九一一
号))

原子力発電からの撤退を求める意見書(東京都
清瀬市議会(第四九一二号))
原発からの速やかな撤退と自然エネルギーの本
格的導入を求める意見書(東京都西東京市議会(第
四九一三号))

原子力発電にかわる新エネルギービジョン策定
を求める意見書(神奈川県綾瀬市議会(第四九
一四号))
原子力発電所等の安全対策強化を求める意見書
(新潟県柏崎市議会(第四九一五号))

原子力発電所の安全対策の強化等を求める意見書(新潟県南魚沼市議会)(第四九一六号)
原子力・エネルギー政策を転換し、自然エネルギー政策促進を求める意見書(富山県立山町議会)(第四九一七号)
原子力発電所の安全対策の強化等を求める意見書(富山県立山町議会)(第四九一八号)
原子力・エネルギー政策を転換し、自然エネルギー政策促進を求める意見書(石川県白山市議会)(第四九一九号)
原子力・エネルギー政策を転換し、自然エネルギー政策促進を求める意見書(石川県内灘町議会)(第四九二〇号)
原子力発電所の安全確保およびエネルギー政策転換に関する意見書(滋賀県長浜市議会)(第四九二二号)
原発依存のエネルギー政策の抜本的見直しを求める意見書(滋賀県野洲市議会)(第四九二二号)
原子力発電所の安全対策の強化等を求める意見書(京都府向日市議会)(第四九二三号)
原発から自然エネルギーへの転換を求める意見書(大阪府茨木市議会)(第四九二四号)
原子力発電所の安全対策及び防災対策の見直しと自然エネルギー政策促進を求める意見書(鳥根県大田市議会)(第四九二五号)
原子力発電所の安全対策の確立に関する意見書(山口県宇部市議会)(第四九二六号)
原子力発電所建設計画に関する意見書(山口県平生町議会)(第四九二七号)
原子力発電所事故の抜本的な対応を求める意見書(愛媛県宇和島市議会)(第四九二八号)
原子力発電所の安全対策の強化等を求める意見書(愛媛県内子町議会)(第四九二九号)
原子力発電所の安全対策の強化等を求める意見書(高知県土佐町議会)(第四九三〇号)
原子力発電からの撤退及び電力事業者への天下り禁止を求める意見書(福岡県行橋市議会)(第四九三一号)

原子力エネルギー政策を転換し、自然エネルギー政策促進を求める意見書(福岡県行橋市議会)(第四九三二号)
原子力発電所及び原子力関係施設の安全確保等を求める意見書(福岡県古賀市議会)(第四九三三号)
原子力発電所及び原子力関係施設の安全確保等を求める意見書(福岡県糸島市議会)(第四九三四号)
原発依存を改め計画的な自然エネルギーへの転換を求める意見書(福岡県香春町議会)(第四九三五号)
原子力発電所の安全対策の強化等を求める意見書(佐賀県基山町議会)(第四九三六号)
原子力発電所の安全対策と電力供給に関する意見書(佐賀県玄海町議会)(第四九三七号)
原子力発電に係る安全対策強化などを求める意見書(佐賀県白石町議会)(第四九三八号)
自然エネルギーを中心とした日本のエネルギー政策を求める意見書(埼玉県鴻巣市議会)(第四九三九号)
持続可能な自然エネルギーの推進を求めることに関する意見書(神奈川県鎌倉市議会)(第四九四〇号)
四国電力伊方原子力発電所の安全確保に関する意見書(愛媛県八幡浜市議会)(第四九四一号)
脱原発を視野に入れてエネルギー基本計画を見直すよう求める意見書(神奈川県大和市議会)(第四九四二号)
直面する電力需給対策に関する意見書(神奈川県大和市議会)(第四九四三号)
電力需給対策に関する意見書(東京都日野市議会)(第四九四四号)
電力需給対策に関する意見書(佐賀県嬉野市議会)(第四九四五号)
当面の電力需給対策に関する意見書(宮城県議会)(第四九四六号)
当面の電力需給対策に関する意見書(山形県朝日町議会)(第四九四七号)

当面の電力供給対策に関する意見書(山形県真室川町議会)(第四九四八号)
当面の電力需給対策に関する意見書(茨城県議会)(第四九四九号)
当面の電力需給対策に関する意見書(群馬県議会)(第四九五〇号)
当面の電力需給対策に関する意見書(東京都新宿区議会)(第四九五一号)
当面の電力需給対策に関する意見書(東京都渋谷区議会)(第四九五二号)
当面の電力需給対策に関する意見書(東京都府中市議会)(第四九五三号)
当面の電力需給対策に関する意見書(東京都清瀬市議会)(第四九五四号)
当面の電力需給対策に関する意見書(東京都西東京市議会)(第四九五五号)
当面の電力需給対策に関する意見書(富山県南砺市議会)(第四九五六号)
当面の電力需給対策に関する意見書(富山県立山町議会)(第四九五七号)
当面の電力需給対策に関する意見書(富山県入善町議会)(第四九五八号)
当面の電力需給対策に関する意見書(富山県朝日町議会)(第四九五九号)
当面の電力需給対策に関する意見書(静岡県菊川市議会)(第四九六〇号)
当面の電力需給対策に関する意見書(大阪府茨木市議会)(第四九六一号)
当面の電力需給対策に関する意見書(大阪府高石市議会)(第四九六二号)
当面の電力需給対策に関する意見書(奈良県平群町議会)(第四九六三号)
当面の電力需給対策に関する意見書(奈良県三郷町議会)(第四九六四号)
当面の電力需給対策に関する意見書(奈良県安堵町議会)(第四九六五号)
当面の電力需給対策に関する意見書(徳島県議会)(第四九六六号)

当面の電力需給対策に関する意見書(佐賀県唐津市議会)(第四九六七号)
当面の電力需給対策に関する意見書(佐賀県基山町議会)(第四九六八号)
浜岡原発の永久停止・廃炉と、原発からの撤退及び原発ゼロの期限を決めたプログラムの策定を求める意見書(長野県豊丘村議会)(第四九六九号)
東日本大震災の被災者への支援と原子力エネルギーから自然エネルギーへの転換を求める意見書(徳島県小松島市議会)(第四九七〇号)
東日本大震災の被災者への支援と原子力エネルギーから自然エネルギーへの転換を求める意見書(徳島県神山町議会)(第四九七二号)
東日本大震災の被災者への支援と原子力エネルギーから自然エネルギーへの転換を求める意見書(徳島県板野町議会)(第四九七二号)
福島原発事故の早急な収束と原発からの撤退及びエネルギー政策の転換を求める意見書(岩手県奥州市議会)(第四九七三号)
福島第一原発事故の一刻も早い収束と、日本のエネルギー政策の変換を求める意見書(長野県信濃町議会)(第四九七四号)
福島原発の早期の事態収束とエネルギー政策の転換を求める意見書(愛知県豊橋市議会)(第四九七五号)
福島第一原発の危機回避と原発依存からの脱却を求める意見書(大阪府大東市議会)(第四九七六号)
福島原発事故を受けて住民の生活と健康を守るべくエネルギー政策見直し等を求める意見書(広島県安芸太田町議会)(第四九七七号)
我が国の原子力行政に関する意見書(佐賀県唐津市議会)(第四九七八号)
同月十三日
安全優先と自然エネルギーへの転換を求める意見書(北海道美瑛町議会)(第五三三〇号)

[illegible]

原子力発電所の安全対策及び防災対策の強化・確立を求める意見書(島根県江津市議会)(第五三六八号)
原子力発電所の安全対策の確立に関する意見書(島根県雲南市議会)(第五三六九号)
原子力発電所の安全対策の強化等を求める意見書(広島県尾道市議会)(第五三七〇号)
原子力推進政策の転換を求める意見書(広島県庄原市議会)(第五三七一号)
原子力発電所の安全対策の強化等を求める意見書(愛媛県今治市議会)(第五三七二号)
原子力発電の安全対策の強化等を求める意見書(愛媛県大洲市議会)(第五三七三号)
原発から撤退し、安全優先と自然エネルギーへの転換を求める意見書(高知県土佐市議会)(第五三七四号)
原子力発電所の安全対策の強化等を求める意見書(福岡県大牟田市議会)(第五三七五号)
原子力発電所の安全対策の強化等を求める意見書(福岡県太宰府市議会)(第五三七六号)
原子力発電所の安全対策の強化等を求める意見書(佐賀県鳥栖市議会)(第五三七七号)
原子力・エネルギー政策を転換し、自然エネルギー政策促進を求める意見書(佐賀県鳥栖市議会)(第五三七八号)
原子力発電に係る安全対策強化などを求める意見書(佐賀県多久市議会)(第五三七九号)
原子力発電所の安全対策の強化等を求める意見書(佐賀県武雄市議会)(第五三八〇号)
原子力発電所の安全対策の強化等を求める意見書(佐賀県鹿島市議会)(第五三八一号)
原子力発電からの脱却を求める意見書(長崎県南島原市議会)(第五三八二号)
原子力発電からの脱却し代替エネルギー政策への転換を求める意見書(長崎県長与町議会)(第五三八三号)
原子力・エネルギー政策を転換し、自然エネルギー政策促進を求める意見書(熊本県水俣市議会)(第五三八四号)

原子力発電所の安全対策の強化等を求める意見書(大分県別府市議会)(第五三八五号)
原子力・エネルギー政策を転換し、自然エネルギー政策促進を求める意見書(大分県中津市議会)(第五三八六号)
原子力発電所の安全対策の強化等を求める意見書(大分県中津市議会)(第五三八七号)
原子力発電所の安全対策の強化等を求める意見書(鹿児島県鹿屋市議会)(第五三八八号)
再生可能エネルギー推進策を強化することを求める意見書(山形県鶴岡市議会)(第五三八九号)
新エネルギーの研究開発及び普及を求める意見書(長野市議会)(第五三九〇号)
太陽水素系エネルギーを含む自然エネルギー政策の促進を求める意見書(青森市議会)(第五三九一号)
脱原発を宣言し自然エネルギーの開発と普及を求める意見書(福島県川俣町議会)(第五三九二号)
電力需給対策に関する意見書(千葉市議会)(第五三九三号)
当面の電力需給対策に関する意見書(札幌市議会)(第五三九四号)
当面の電力需給対策に関する意見書(青森県議会)(第五三九五号)
当面の電力需給対策に関する意見書(岩手県八幡平市議会)(第五三九六号)
当面の電力需給対策に関する意見書(山形県米沢市議会)(第五三九七号)
東京電力福島第一原子力発電所及び第二発電所の廃炉を求める意見書(福島県郡山市議会)(第五三九八号)
当面の電力需給対策に関する意見書(東京都江東区議会)(第五三九九号)
当面の電力需給対策に関する意見書(東京都目黒区議会)(第五四〇〇号)
当面の電力需給対策に関する意見書(東京都葛飾区議会)(第五四〇一号)

当面の電力需給対策に関する意見書(東京都八王子市議会)(第五四〇二号)
当面の電力需給対策に関する意見書(東京都三鷹市議会)(第五四〇三号)
当面の電力需給対策に関する意見書(東京都小金井市議会)(第五四〇四号)
当面の電力需給対策に関する意見書(東京都東村山市議会)(第五四〇五号)
当面の電力需給対策に関する意見書(神奈川県伊勢原市議会)(第五四〇六号)
当面の電力需給対策に関する意見書(富山県議会)(第五四〇七号)
当面の電力需給対策に関する意見書(富山県滑川市議会)(第五四〇八号)
当面の電力需給対策に関する意見書(福井県議会)(第五四〇九号)
当面の電力需給対策に関する意見書(長野県議会)(第五四一〇号)
当面の電力需給対策に関する意見書(静岡県富士市議会)(第五四一一号)
当面の電力需給対策に関する意見書(静岡県焼津市議会)(第五四一二号)
当面の電力需給対策に関する意見書(静岡県藤枝市議会)(第五四一三号)
当面の電力需給対策に関する意見書(静岡県御前崎市議会)(第五四一四号)
当面の電力需給対策に関する意見書(大阪府堺市議会)(第五四一五号)
当面の電力需給対策に関する意見書(大阪府岸和田市議会)(第五四一六号)
当面の電力需給対策に関する意見書(大阪府松原市議会)(第五四一七号)
当面の電力需給対策に関する意見書(大阪府熊取町議会)(第五四一八号)
当面の電力需給対策に関する意見書(和歌山県議会)(第五四一九号)
当面の電力需給対策に関する意見書(岡山県議会)(第五四二〇号)

当面の電力需給対策に関する意見書(高知市議会)(第五四二一号)
当面の電力需要対策に関する意見書(福岡県大牟田市議会)(第五四二二号)
当面の電力需給対策に関する意見書(佐賀県鳥栖市議会)(第五四二三号)
当面の電力需給対策に関する意見書(佐賀県多久市議会)(第五四二四号)
当面の電力需給対策に関する意見書(佐賀県神埼市議会)(第五四二五号)
当面の電力需給対策に関する意見書(佐賀県有田町議会)(第五四二六号)
当面の電力需給対策に関する意見書(熊本県議会)(第五四二七号)
浜岡原発の永久停止・廃炉と原発からの撤退、及び原発ゼロの期限を決めたプログラムの策定を求める意見書(長野県阿智村議会)(第五四二八号)
東日本大震災に伴う当面の電力需給対策に関する意見書(東京都羽村市議会)(第五四二九号)
東日本大震災による福島原発事故を受けて住民の生活と健康を守るべく、エネルギー政策の見直し等を求める意見書(広島県江田島市議会)(第五四三〇号)
福島原発事故の早急な収束、原発からの撤退と自然(再生可能)エネルギー政策への転換を求める意見書(岩手県一関市議会)(第五四三一号)
福島第一原子力発電所事故の収束及び再生可能エネルギーの普及への取組等の強化を求める意見書(神奈川県川崎市議会)(第五四三二号)
福島第一原発の事故対策の強化、原子力政策の転換、自然エネルギーの研究開発・普及等に関する意見書(長野県岡谷市議会)(第五四三三号)
福島原発事故の教訓を活かし、エネルギー政策の転換を求める意見書(徳島県牟岐町議会)(第五四三四号)
防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲(E P Z)の拡大及び原子力発電所の早急な安全対

策見直しと強化を求める意見書(鳥取県南部町議会)(第五四三三三号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件
参考人出頭要求に関する件

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(内閣提出、承認第四号)

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案(内閣提出第五二号)
電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案(内閣提出第五二号)

○田中委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本件審査のため、本日、政府参考人として警察庁長官官房審議官鎌田聡君、法務省入国管理局長高宅茂君、外務省大臣官房参事官宮島昭夫君、外務省アジア大洋州局長杉山晋輔君、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部長吉田正一君、資源エネルギー庁長官細野哲弘君及び資源エネルギー庁原子力安全・保安院長寺坂信昭君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○田中委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。秋葉賢也君。

○秋葉委員 自由民主党の秋葉賢也です。

この案件の質疑もいろいろ中座をいたしましたし、三度目の正直ではないかと思っておりますけれども、この案件の本身は延長措置、これで八回目か九回目なんですね。

その中で、北朝鮮との間での最大の懸念といえば拉致問題でございます。二〇〇八年八月の日朝実務者協議において再調査が約束されて以来、それが果たされず、目に見える進展がないことを大変残念に思っております。きょうは、まず拉致問題について、最近の状況を勘案しながら、いろいろと政府側の姿勢をお伺いさせていただきたいと存じます。

七月の十日から、拉致議連や家族会が合同で米国の方に今訪問して、きょうかあすですか、戻ってこられると思います。上院あるいは下院の議員、政府関係者と懇談をし、かなり過激なアドバースも含めて示唆に富む教示などもいただいているようでございます。この六月には、国内で千人規模の、この究明、早期解決を願う大きな行進も行われたところでございます。やはり、被害者の皆さんでつくる家族会の皆さんからすれば、北朝鮮に対してもっと強硬な姿勢で臨んでほしいというのをいつも私も言われるわけでござい

ます。そんな中で、政府も、私どもが政権をとっていったときもそうでありましたが、例えば送金にいたしましたも、二十二年の七月から一千万を三百万に引き下げたり、あるいは現金の持ち出しも、三十万円を十万に引き下げたりしてきたわけでありまして、氷山の一角の中でなかなか全体像がつかみ切れていない。家族会の皆さん

は、これを全面禁止にしてほしい、そのことは北朝鮮に対する強いメッセージにもなるんだということ希望されているわけですね。

きょうは財務副大臣においでをいただいております。この送金等についても、今後、全面停止ということを検討していくべきではないのかという意見がありますが、どういう対応をされるつもりでしょうか。

○五十嵐副大臣 お答えをいたします。

今、秋葉委員がおっしゃいましたとおり、二十二年の七月六日以降、届け出にかかわる基準額、携帯して輸出をする際の基準額を三十万円超から十万円超に引き下げて、それ以来、お手元にお届けしてあるかと思いますが、届け出対象となったものは四十三件、六百九十九万円にすぎない。かつて年間に二十億を超えるような届け出があったものが、ここまで少なくなってきた。あるいは、貿易を除く自然人に対する送金額も、二十二年度は三件で七百五十万円になった。かつて二億八千万円あった年もあったということから見て、かなり効果が出ているというふうには考えております。

今後どうするかというお話でございますけれども、その時々、ミサイルの状況や、今問題になっております拉致問題の進展状況、そういった諸懸案を見ながら、また、国際社会の動きを見ながら判断をさせていただくことになると思っておりますが、これまでの措置、去年、おとしの措置は、それなりに効果を発揮しているというふう

に考えております。ただ、日本だけで行ってこれは本当に効果があるのか、あるいは、法令というものは抜け穴が多くて、守られないときには法体系全体への信頼性にかかわるというような、先生御承知のとおり事情もござい。あるいは、北朝鮮にお住まいの方、日本人妻も含めて、人道上の配慮というものもやはり全く放棄するわけにはいかないという事情もござい。今後とも総合的に勘案し

て検討させていただきたい、こう考えております。

○秋葉委員 今副大臣から答弁いただいたように、それなりの成果を上げているのはそのとおりだと思っております。二〇〇八年の実務者協議以来、目に見える成果がないということに

かんがみたときに、日本政府として、一つのメッセージとして、全面停止なんだということを伝えていくということも私は一つの選択肢じゃないかなというふうにも思っております。実際に、二十二年は確かに七百五十万円で三件しかないんですけど、二〇〇八年の平成二十年にはゼロ件だった、掌握できている分という前提がつくと思っております。もちろん、日本だけではなくて、国際的な中で協力を得ながら厳しい対応を迫っていくということが大事なんだろうと思っておりますし、今回、米国の訪問しております訪問団の状況なんかを伺いますと、やはり中国と北朝鮮に言うことを聞かせるには、日本もそれなりの軍事力を、特に核武装することが大事じゃないかという、そんな上院議員からのアドバイスもあったようでございますが、なかなかすぐにそういった国内での措置は難しい状況もござい。けれども、日本政府として厳しい態度で臨むということを政策に落とし込んでいくということを中心から要請しておきたいと存じます。

また、家族会の皆さんが、我々がお会いするといつも言われるのは、人の往来についてももっと厳しくしてほしいということを言われます。平成十八年十月から、原則として北朝鮮国籍者の我が国への入国を禁止しておりますけれども、人道的な配慮もあって、あるいは不法入国がどれぐらいいるのかつかみ切れていない部分もありますけれども、この原則禁止の措置以来、何人ぐらいの北朝鮮国籍者が入国されているのか、伺いたいと思います。

○伴野副大臣 秋葉委員にお答えいたします。

今、先生御指摘の御質問でございますが、政府としてこれまで関知している範囲では、百名を超える脱北者が我が国に入国していると承知をしております。

○秋葉委員 今、副大臣から百名というお話がありましたけれども、何年からの数字ですか。

○伴野副大臣 秋葉委員にお答えさせていただきます。

いつからいつまでということをお答えすることは差し控えていただければと思いますが、現時点においてその数を承知しているということでございます。

○秋葉委員 その百名の皆さんの性格といいますが、例えば脱北者なのか、あるいは船で流れ着いてきた人なのか、いろいろな類型、性格分析、どうなっていますか。

○伴野副大臣 秋葉委員にお答えさせていただきます。

いろいろな形態が考えられるかと思いますが、いろいろ、政府といたしまして、これまで関知しております脱北者の数について、あるいはさまざまにそういった入国の方法等々、御本人や御家族等のプライバシーや身の安全に大きく影響することなどございまして、また、関係国政府等との信頼関係を損なうおそれがあるということございまして、これ以上の詳細な答弁は差し控えていただければと思います。

○秋葉委員 私どもが入国の原則禁止措置を講じたのが二〇〇六年なわけですね。その二〇〇六年から今日まででカウントすると、毎年二けた台と多いわけです。法務省なんかの統計では七十三人、こういう数字になっているわけです。ですから、外務省が今御答弁いただいたのは、累積の数字ということではないかと思うんです。

問題は何かというと、入国の原則禁止を講じてからも七十三人もいるんだということですね。これはいろいろな人道上的こともございまずけれども、大事なことは、このほとんどが脱北者だとい

うことです。そして、この脱北者から、単に日本政府として保護するだけではなくて、拉致被害者の情報について何か知っていることはないのか、さまざまな御協力を要請し、お願いをするということは大変なことだと思っております。そういう取り組みの現況はどうなっていますか。

○伴野副大臣 秋葉委員にお答えさせていただきます。

先生御指摘のそういった認識は、外務省としても重々承知しているわけですが、その上で、拉致問題を含む北朝鮮に関する動向につきましては、脱北者からの情報を含め、関係省庁とも連携して情報の収集、分析に努めている次第でございます。拉致被害者の御家族に対しても、これまでもさまざまな情報を提供しているところでございます。

○秋葉委員 外務省は、いつもそういう抽象的な答弁で、これを聞いている国民の人は納得しませんが、個別の事案にかかわるわけだから、固有名詞を出せということを行っているんじゃないんですよ。有益な情報を得られたのかどうか、成果があったのかどうか、それは言えるでしょう。どうですか。

○伴野副大臣 秋葉委員にお答えさせていただきます。

例えば、その脱北者の方々から北朝鮮の内部情勢等々は聴取しているわけですが、いざいざしめても、個別具体的な事情を勘案しつつ、人道的な観点から適切に対処しているということでお答えをさせていただければと思います。

○田中委員長 伴野君に申し上げますが、質問の趣旨に沿っていないと思うんです。個人のプライバシーの問題とか個人のことを言っているわけじゃなくて、全体としての問題なんですから、その辺を明確にしないと、これから拉致問題の解決はならぬと思いますよ。事前通告しているんだらうから、それにしっかりと答弁しないと。役人への通告じゃない、あなた自身、副大臣としてしつ

かりと答えてください。再度答えてください。

○伴野副大臣 委員長からの重い御叱責ではございますけれども、我が国に入国する脱北者の事案に関する情報につきましては、脱北者個人のプライバシーや安全上の観点から、これ以上のお答えは差し控えていただければと思います。

○田中委員長 再度申し上げますが、脱北者個人のことを申し上げているんじゃないと思いますよ、私がここで聞いていて。全体のことを、日本政府として北朝鮮の問題に対する取り組みやそのことを明確にしておかないと、世界に向けて日本が北朝鮮問題に対する取り組みが中途半端なような形で、国がいろいろな形で言われてしまう。だから、個々の問題を言っているんじゃないと思いますから、その辺を明確にしてください。

○伴野副大臣 お答えさせていただきます。

先ほど申し上げましたように、北朝鮮の内部情勢等々につきましては聴取をさせていただいておりますが、それについての一つ一つの詳細につきましては控えていただければと思います。

○秋葉委員 本日に委員長の采配に感謝をしたいと思っております。副大臣、私が言っているのは個別の案件じゃなくて、御答弁では、北朝鮮の内部情勢、すなわち体制がどうだとか政策がどうだとか国民生活がどうだ、そういうことが中心だという答弁でしょう。そうじゃなくて、日本のあるグループなんかの調べでは、四百七十人も拉致されている疑いがあるんだという指摘もあるわけですよ、本当のところはわかりませんよ。しかし、少なくとも数百人単位で拉致されているということは動かぬ事実だと言われているわけですね。

ですから、拉致に関する有益な情報提供が今まで得られたのか得られなかったのかということをお願いしているわけです。イエスかノーでしっかりと答えてください。

○伴野副大臣 再度のお答えで恐縮でございます

が、拉致問題を含む北朝鮮に関する動向あるいは先ほど申し上げましたような全般的な内部情勢などは聴取しておりますけれども、それ以上の詳細なものを聴取しているわけではないということでございます。

○秋葉委員 今の答弁ですと、日本から北朝鮮に連れていかれた人たちの状況について、これは事実上不法入国して日本政府が保護している人たちですよ、ね、仕事の世話をしたり生活保護を上げたりしている人たちですよ、日本政府としてこういう面倒を見ておいて、我が国にとつて有益な情報と思われる、そうした拉致被害者の情報について全く聞こうという努力をしていないという答弁ですよ、今の。そういう理解でいいんですか。

○伴野副大臣 再三のお答えで恐縮ですが、先ほども申し上げましたように、適時適切に聴取をし、対処をしているわけですが、個別具体的な詳細につきましては控えていただければと思います。

○田中委員長 速記をとめてください。

（速記中止）

○田中委員長 それでは、再開させていただきます。

外務副大臣、再度答弁をお願いします。

○伴野副大臣 再度お答えさせていただきます。

今、先生の御質問は拉致問題についての情報を聴取しているのかというのであれば、それはその都度聴取をさせていただいておりますし、今後もしっかりと聴取をさせていただいて、適時適切に情報提供させていただきます……。

○秋葉委員 今、副大臣から聴取しているという事実は表明されましたが、先ほどの御答弁はちよつと違いますよ。先ほどは、内部情勢の一般論では聞いているけれども、いわゆる拉致被害者のことについては聞いているかどうかはわからないという答弁でした。しかし、それは聞いてい

では、その中で有益なものがあつたのかなかつたのかだけお答えください。

○伴野副大臣 何をもって有益かと、その定義もあるわけですが、今の時点では、その都度きちつと聴取をさせていただいて、情報提供をさせていただいている。結果的に有益であるものもあつたのかもしれないし、そうでなかったのかもしれない。

○秋葉委員 では、違う角度から言います。

副大臣御自身は、全部報告を受けていて、どういふ情報が得られているのか目を通してあります。

○伴野副大臣 私自身、目を通していただいております。

○秋葉委員 本当かなと思つちやいますけれども、では、目を通してどんな感想をお持ちになりましたか。

○伴野副大臣 さまざまな情報がございまして、その情報の確認もしつかりさせていただいたかなければいけないわけでございますし、その経過も含めて、とりわけその情報に早く接したいと思われていらっしゃるであろう拉致被害者の御家族に対しては適時適切に情報提供をさせていただいてあるということでございます。

○秋葉委員 本当に、被害者の方からすると、この数年間、目に見える成果が全くないということに対して大変な憤りを持っています。それは、我々日本国民全体に共有する感想だと思つてですね。ですから、一歩でも一歩でも前に進めていくという観点から、しっかりとした取り組みをしていかなきゃいけないわけですよ。

私、非常に懸念しているのは、我が国が入国禁止措置をしてから一番新規入国者が多かつた年は、二〇〇七年で二十四人なんです。これは、まだ七月ですけれども、もう十二人、ほとんどこれは脱北者なわけですね。こういう数字が毎年積み上がっているわけですよ。

こういうものを一件一件大事にしながら、もち

ろん強制はできないけれども、脱北してくるぐらいだから、国を捨てて出てきているわけだから、日本政府として、一般論としての体制がどうかと生活はどうでしたかと、それはそれで大事でしよう、しかし、この拉致被害者の状況をしっかりと外務省として聞き出して、警察庁を初めいろいろなところと協力をしながら対応して欲しいんです。

今、あるグループの試算によると、全体で四百七十人ぐらいが拉致被害者じゃないかということを中心張している団体もいるわけです。これを特定失踪者という言い方をしておりますけれども、昨年は、実はこのうち二十三人が警察の努力もあつて国内で見つかったというような報道もございました。

この特定失踪者と拉致被害者の関係がやや不十分な面はありますけれども、いろいろこの警察庁のデータを見ておきますと、平成二十二年中にいて我が国で行方不明になっている人が八万人もいるんですね。多い年は十万人も超えているわけです。これは、豊かになったこの日本の中でこんなに行方不明者が多い中で、これはいわゆる家出人という定義になっていますけれども、この中で四百七十人ぐらいがこうだという数字が出てくるわけでありまして。

きょうは、政府参考人として警察庁からもおいでをいただいております。この八万人の中での四百七十人という数字がありますけれども、警察庁として、この四百七十人という数字の中で拉致被害者というのは何人ぐらいになるんじゃないか、何かそういう調査、見立てというのはしているんですか、していないんですか。

○鎌田政府参考人 お答えいたします。

警察におきましては、これまで、北朝鮮による日本人拉致容疑事案として十二件十七名、それから、北朝鮮籍の姉、弟が日本国内から拉致された事案一件二名、合計で十三件十九名につきまして北朝鮮による拉致容疑事案というふうに判断をい

たしております。

これ以外にも、御指摘がありましたいわゆる特定失踪者を初め、拉致の可能性が否定できないとして九百件以上の届け出、相談が行われているところでありまして、北朝鮮の拉致の可能性を排除できない事案がある、そういう認識のもとに、一件でも多くの真相を解明するために努力をしているところでございます。

○秋葉委員 ありがとうございます。

今現在、十三件十九名を把握している、こういうお話でしたが、私が問うたのは、見込みとして、どういう見込みをしているんだということですか。

○鎌田政府参考人 見込みとしての程度というお尋ねでございますけれども、先ほど申しましたように、特定失踪者を含めまして約九百件以上の届け出、相談を受けておりまして、こういう中には拉致の可能性が否定できないものも含まれている、そういう認識のもとで取り組んでいるところでございます。このうちどの程度がどうということとは、現時点において申し上げられる状況にはございません。

警察として現時点で拉致容疑事案として判断しているものは、先ほど申しましたように十三件十九名でございます。

○秋葉委員 十三件十九名。本当に大変限られたスタッフの中で精力的に御努力いただいていると思えますけれども、政府も、我々が政権のときもそうでしたが、警察と外交だけは人員整理しないぞ増強してやつていこうということで我々もずっとバックアップしてきましたが、こういう捜査についても十分な人員が投入されますように心から要望しておきたいと思えます。

そして、特定失踪者はそういった中で九百件ぐらいい見込んで、その中の拉致ということも想定しているということで理解をさせていただきま

す。

前に文言整理がされて、つまり、行方不明者というのは家出人だ、それから、行方不明者届というのはいわゆる捜索願が出ている人だということ、文言整理されたんですが、そういう意味では、今、行方不明者届というのは何人になるんですか、この八万人に対して。

○鎌田政府参考人 捜索願という、制度自体、名前自体が変更になっておりまして、行方不明者届という形で現在出てきているわけでございます。

したがいまして、平成二十二年中であれば、行方不明者の数は、御指摘ありましたように八万六千五百五十五人ということでありましてけれども、この方についてすべて届け出が出ています。

○秋葉委員 ちょっと意味がわからなかったんだけれども、行方不明者、家出人の数というのは、平成二十二年中は八万六千五百五十五人ということですね。

これの定義というのは家出人だということでは理解しているんだけれども、これとはまた別の数字で行方不明者届、これは意味は捜索願が出ている数字だということで分けていらっしゃるんだけれども、私は二つ資料要求したんだけれども、行方不明者の資料しか来ないわけです。行方不明者届を出している数字はどうなっているのという、資料が来なかったから聞いているわけです。

○鎌田政府参考人 先ほど申しました八万六千五百五十五人という数字が、行方不明者届を出している数字ということでございます。捜索願という制度はなくなりまして、すべて行方不明者届という形になった。(秋葉委員「同じということ」と呼ぶ)同じでございます。

○秋葉委員 わかりました。

拉致被害とは直接的に関係ありませんけれども、この内訳を見ると、圧倒的に十代なんですよ。一万八千八百二十七人、二四%が十代だ。これはいろいろな意味で大変ゆゆしき数字だなということを私は改めて認識しまして、拉致に限らず、こうしたことの未然防止ということも重要に

なつてまいりますけれども、今後、こうした行方不明者に対する取り組みについて、警察庁のみならず、関係機関とも連携を強化していただきながら、やはりこの数を減らしていかなきゃいけませんね。自殺者の数と行方不明者の数、政府としてもしっかりと重要課題に位置づけて取り組んでいただきたいということを要望しておきたいと思ひます。

海江田大臣にお戻りをいただきまして、本体のきょうの承認案件でございます。

本日に、今経産省の皆さん、海江田大臣を筆頭に大変よく御努力をいただいていると思います。そうした一生懸命かいた汗が、次々に覆るような事態が相次いでいるわけでありまして、これでは本日に一生懸命仕事をしようと思つてもやる気まで失つてしまふんじゃないかなんというのを懸念いたしますけれども、ぜひ頑張つていただきたいと思ひます。

そういう中で、冒頭も申し上げましたけれども、今回の措置は実に八度目の措置になるわけですね。毎年毎年閣議決定してもらつて、やはり継続していこうということ、すべての関係者の皆さんが意識を新たにしようという意味では毎年の延長というのもそれなりに意味があるんですけども、しかし、北朝鮮に対して、二〇〇八年の実務者協議での再調査の約束から、ほごにされ続けて、〇八年、〇九年、〇年、一年、もう四年目ですよ。

北朝鮮に対する日本政府の強い姿勢という意味で、これをそろそろ恒久化することも検討してもいいんじゃないですか。大臣の考えを伺いたいと思ひます。

○海江田国務大臣 今、秋葉委員から、この法案の恒久化ということについてお尋ねがありまして、委員の席からもうさうだという声も上がつております。

しかし、委員御案内のように、まず外為法の規定で、我が国の平和及び安全を維持するために特

に必要か否かという観点から、現在講じている全面輸出入禁止措置の妥当性を一年ごとに判断するというたてつけになっておりますので、こゝは、今委員からも御指摘がありましたように、この法案の審査を機に、改めて、北朝鮮による我が国の国民に対する拉致という言語道断の措置がとられて、しかもそれが解決が進んでいないということの思いを新たにしていくながら、今私どもの中で与えられた責務かな、このように思つております。

○秋葉委員 年ごとにやつていく、それがずっと続いてきているわけでございますから、来々、再来年には十回目ということになるわけでありまして、そういう意味で、今後、恒久的な措置も視野に入れて対策の強化を求めておきたいと思ひます。

北朝鮮への輸出が禁止された、全面ストップしたのが二十一年の六月、輸入の全面禁止が十八年の十月ということでございますけれども、不法な中での輸出入がいまだに後を絶たない。わかつているものだけでも輸出で九件、輸入で五件の違反事案が出ています。恐らく、これは本当に関係当局の皆さんにも御努力をしていただい

て……

○田中委員長 秋葉君に申し上げます。時間が来ておりますので。

○秋葉委員 では、これを最後の質問にさせていただきますかと思ひます。

関係機関とも連携して一生懸命やつていただいた、大変意義のある数字だと評価をいたしますけれども、しかし、実態はやはり氷山の一角の数字だと私は認識をしております。

そういう意味で、これからの輸出入禁止措置にさらに実効性を担保させるためにも、従来にも増して関係省庁間の連携を強化して、よりこの数字が上がる努力をしてほしいし、また、北朝鮮に対して、日本政府として強いメッセージを発したことが、実際上もそれが運用されているということ

の対策について海江田大臣に伺つて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○海江田国務大臣 やはり、禁輸出入の効果

を本当に実効あらしめるためには、迂回の輸出入ということにさらに目を光らせなければいけないと思つております。つまり、仕向け地でありましてか原産地を偽装したものであるのではないだろうかと、そういうことでございますので、その意味では、外務省、警察を初めとした関係省庁とよく連携をとつて、この数字に出していない、今委員の発言にもありましたけれども、氷山の一角だということから、そういった点において、厳重に、しかも連携をとつた措置を講じていきたいと思つております。

○秋葉委員 どうもありがとうございます。

○田中委員長 次に、佐藤茂樹君。

○佐藤茂樹委員 公明党の佐藤茂樹でございます。

きょうは、各党の調整もありまして、前回予定していた時間よりも各党の持ち分が半分になっておりまして、各政務三役もきょうは多く来ていただいているんですけども、場合によつては、御質問を通告しているけれども答弁の時間がない場合もあるかも知れません。その上で、できるだけ簡潔にお答えいただければありがたいと思ひます。

今回の北朝鮮に対する全面輸出入禁止措置については、二回にわたる北朝鮮の核実験に対して、何ら反省も謝罪もしていませんし、さらにその後、拉致、核、ミサイルについて何ら解決に向けた具体的な行動も北朝鮮がとっていない、そういうことから見まして、当然、引き続き北朝鮮の制裁措置というのは断固として続けていくべきである、私どもはそう考えております。

その上で、大事なことは、我々が政権にいたとき、自公政権でもそうでしたし、また民主党政権になつても、政権がどうあろうとも、北朝鮮問題

に対しての原理原則というものがなほ崩壊的に緩んでしまふ、変わつてしまふというようなことは絶対に許してはいかぬ。

私は、そういう観点から、きょうは最近の事例でちよつと政府の見解をお聞きしたいと思ひますが、それは、北朝鮮のオリンピック委員会代表団のビザを認め、入国させた件でございます。

昨日ですか、〇〇〇〇総会への出席を希望していた北朝鮮オリンピック委員会代表団計五人にビザを発給し、入国を許可されました。北朝鮮籍保有者の入国というのは、今回のこの経産委員会からの案件とは違ふんですけれども、しかし、一度目の核実験をした平成十八年十月以降、北朝鮮籍者の入国の原則禁止の制裁措置というのは一貫してとつてきたはずなんです。今回のこの北朝鮮オリンピック委員会代表団のビザを発給し、また入国を認めたという件は、ずつとつてきたこの制裁措置に抵触するのではないのか、私はそのように思ひますが、これは、オリンピックでもあるので、まず担当省庁である文部科学省の見解を伺いたいと思ひます。

○笠大臣政務官 今委員御指摘のように、この制裁措置というものはしっかりと踏まえた対応を私どもはしなければならぬというふうに思つております。

今週の十二日から十四日まで東京で開催された〇〇〇〇総会関係行事に、北朝鮮のIOC委員やNOC関係者など五名の参加について、JOCに対して申し込みがありました。政府としては、現在、今御指摘のように、北朝鮮籍の入国については特別の事情がない限り認めないとなつておりますので、今回の〇〇〇〇総会関係行事への北朝鮮籍関係者の出席については、〇〇〇〇憲章の規定、趣旨等の諸般の事情を総合的に勘案した上で、あくまでも例外的に特別の事情を認め、入国を認めると判断をしたものでございます。

しかしながら、きょうからの体協あるいはJOCの百周年行事については参加をさせないという

ことで、あくまでも例外的に特別の事情を認め、けさ五人は日本を出国したというふうに承知をしております。

○佐藤(茂)委員 ですから、筆政務官、要するに今回の措置は、北朝鮮に対してとってきた北朝鮮籍の入国の原則禁止という制裁措置にかんがみて、それに抵触をしているのか抵触をしていないのか、どのように考えておられるのですか。端的に答えていただけますか。

○笠大臣政務官 今回の特別な入国というものについては、私自身は抵触していないというふうに考えております。

○佐藤(茂)委員 抵触していると私は思います。それで、政府内でどういう議論がされてきたのかというののはつきり見えないんですね。

きょうは園田政務官がいらっしゃるのでお聞きしたいんですけども、昨年の二月に同様のことがございまして、女子サッカーの東アジア選手権で北朝鮮代表の入国が検討されて、国内では、当時拉致問題担当大臣であった中井大臣が異論を唱えられて、反対された。ただ、政府全体としては入国を認められたんだけれども、北朝鮮側が敵視を謝罪すべきだと言つて、逆に政治問題化して、結局参加しなかったということがあるんですね。

今回、政府内で昨年の二月のような議論があった形跡が見えてこない。北朝鮮による拉致問題の進展がない中で、今回の措置というのは極めて甘い対応ではないのかと私は思っております。ですから、今回の件について、拉致問題担当の大臣あるいは政務三役は閣内でどのような対応をされたのか、答弁いただきたいと思ひます。

○園田大臣政務官 お答えをさせていただきます。

今回のＯＣＡの総会に北朝鮮のスポーツ関係者が出席することについては、まず、六月の二十九日に文部科学省から私どもの拉致問題の本部事務局に御連絡がございました。それを受けま

して、本件について中野大臣は大変強い懸念を示されておりました。

そして、大臣に相談したところ、大臣からは、まず、重大な主権の侵害であり、かつ人権侵害である拉致問題も理由として、我が国が北朝鮮に対して制裁措置を行つていふことや、これは先生御指摘のとおりでございます、拉致被害者御家族の心情、このことを考えますと、本件の入国申請者が北朝鮮当局の高位の当局者であるということには強い懸念を有していることなど、大臣の見解が示されて、文部科学省あるいは法務省、外務省に対しても私もこれをお伝えさせていただいているということでございます。

○佐藤(茂)委員 私は、拉致問題を担当している部局からだったら、異論を唱えるのは当然だと思うんです。

そこで、筆政務官に再度お聞きしますが、その上でも、政府としては、ＩＯＣ憲章がどうかとうとかということでも認められた、拉致問題等が全く進んでいない中でもこれを認めざるを得なかった。どういうところを総合的に勘案されて、今回、入国を認められたのかという理由について、さらにもう少しわかりやすいように御答弁いただきたいと思ひます。

○笠大臣政務官 今回の北朝鮮関係者の入国に際しては、ＪＯＣを初めスポーツ界から、ＩＯＣ憲章あるいはＯＣＡ憲章等に照らして、ＯＣＡの関係行事については入国をまず認めてほしい、そういうことが私どもに強く要請がございました。

拉致問題、あるいは今北朝鮮に対して我が国が制裁措置を科しているということは私自身も十分に認識をしておりますけれども、スポーツを担当する文部科学省としては、こうしたスポーツ界の関係の皆様方の思いと、そして、やはり、ＯＣＡ憲章上、会議や委員会の出席について、制限あるいはまた条件を課してはならない旨が規定をされている、この憲章の精神にのっとり、例外的に特別な事情が認められるということで政府として

判断をし、総合的にこうした形の対応をとらせていただいたということでございますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

○佐藤(茂)委員 今回、文科省だけじゃなくて、政府の対応というのは、要するに、スポーツ界が言っているとかそんな程度の問題を、拉致という、本当に日本国民の人権が侵害された、そういう問題よりもさらに重要視してそういう判断をされたということについては、私は全く納得がいかない。

ましてや、核、ミサイルという、日本国民全体が生命が脅かされるような動きを北朝鮮がやっている。それに対して、何ら動きはとめないのに、何かそういうことがなかったかのように棚に上げて、スポーツ界の意見があったからこういう人物たちを人国させるなんというのは、到底国民は納得できない、そういう今回の判断ではないか、そのように私は思ひます。

これは外務省で、先ほど答弁された伴野副大臣が、これに関連して次のように会見で言われておりました。日本政府が国籍を理由に拒否すれば、憲章に抵触して、日本が国際的な制裁を受ける可能性はある、そういうように伴野副大臣は会見されたんですけども、仮に日本がＯＣＡ憲章に抵触したら、どのような国際的な制裁を受けることになるのか。また、今までＯＣＡ憲章に抵触して制裁を受けた国というのはあるのか。そのことについて外務省の見解を伺っておきたいと思ひます。

○菊田大臣政務官 お答えをいたします。

ＯＣＡ憲章の第十三条におきましては、根本原則に従わない場合、理事会の決定によりまして、勧告、譴責、罰金、または一定期間の資格停止等の懲罰を受けるとされております。今回、ＯＣＡ総会に北朝鮮籍関係者の出席を認めない場合には、今申し上げましたＯＣＡ憲章による制裁の対象となる可能性が高いというのがスポーツ界の一般的な受けとめ方であると承知をいたしております。

す。なお、近年、ＯＣＡ憲章に抵触して制裁を受けた国はないと承知をいたしておりますが、オリンピック憲章に抵触した最近の例としましては、クウェートが、同国の国内法で政府がスポーツ組織の選挙に干渉できるとしていることにつきまして、ＩＯＣがクウェートに変更を求めました。しかし、期限までに変更されなかったために資格停止となりまして、オリンピック競技大会やＩＯＣ総会の開催の禁止、さらにオリンピック競技大会への選手派遣の禁止等の不利益が生じているという事例がございました。

以上でございます。

○佐藤(茂)委員 私は、あともう一つ、大臣にもお聞きしたいことがあるので、この件についてはまた別の委員会でも引き続きやりたいと思うんです。

私は、日本政府が、せっかく建前として北朝鮮に対して厳しい措置をとっているんだと言ひながらも、結局、いろいろなことを特例措置としてつけていって、制裁措置がなし崩し的に崩れていくような姿勢というのは全くやっちゃだめだと思ひているんですね。だから、日本の国の主権というものはどう考えるのかということにもかかわってきますから、今回の事例というのは本当によかつたのかどうかということについても、今後引き続き、ぜひ議論をして検討していただきたいと思うわけでありまして。

その上で、今回のこの承認案件のことで大臣にお聞きをしたいのは、今回の輸出入禁止措置の閣議決定では、輸出入禁止措置のうち、人道目的等に該当するものについては、引き続き、措置の例外として取り扱うものとするというようにされているわけですが。措置の例外として取り扱われる人道目的等に該当するものというのはどういうものをいうのか、政府の見解をまず伺っておきます。

○海江田国務大臣 今、佐藤委員から御指摘のあ

りました例外措置でございますが、これは具体的には、国際連合、国際赤十字等の国際機関に対して無償で輸出される医薬品、食料、衣料等をその内容としております。

○佐藤茂委員 時間がないので、これ以上聞けないかも……。

今、要するに、にわかに国際社会で浮上しているのが、北朝鮮が非常に飢饉のおそれがあると。そういうことで、国連の世界食糧計画、通称WFPと言っておりますが、ここで、緊急食糧支援計画に基づいての食糧支援というのが話題になってきております。既にE.U.の欧州委員会なんかは、一千万ユーロ分を食糧支援しますというようなことも発表してきました。

一般論として、今の大臣の答弁でいくと、閣議決定で措置の例外として取り扱う人道目的等はこのWFPの食糧支援というものも該当する、そういう認識をされているのかどうか、大臣の答弁をいただきたいと思えます。

○海江田国務大臣 結論を先に申し上げますと、これは人道目的に合致するというところでございす。

○佐藤茂委員 その上で、今申し上げましたように、E.U.が七月四日に支援しますというふうに発表しました。アメリカは、五月にロバート・キングという特使が派遣されて、調査をされて、検討されて、しかし、的確に支援が行き渡るかどうか疑問があるとして、今、支援再開に至っておりません。

日本政府としては、WFPの要請を受けて、人道目的等で、今該当するとおっしゃったので、そういう北朝鮮への食糧支援を行う可能性があるのか、あるいは全くないのか、そこは政府としてどう判断されているか、御答弁いただきたいと思います。

○菊田大臣政務官 お答え申し上げます。

日朝関係の現状等も踏まえまして、現時点で支援を実施する予定はございません。

○佐藤茂委員 ぜひその姿勢は貫いていただきたいと思うわけであります。大事なことは、この北朝鮮問題については、やはり日米韓がしっかりと連携をとって対応していくということ。そういう原則を失わずに、これからも、政府が国を挙げてとっている制裁措置ですから、本当に、冒頭申し上げましたように、原理原則を曲げずに厳しく対応していただきたいことを要請いたしました。質問を終わらせていただきます。

○田中委員長 次に、吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝です。

核開発に対する制裁は当然だと考えております。

それで、北朝鮮の濃縮ウランプラントの実情、軽水炉建設の動きがどういうものであるのか。また、軽水炉を進めますと当然プルトニウムが生まれます。現在想定されるプルトニウム量、それからウラン量、幾ら保有しているのか。これを外務省に伺っておきたいと思います。

○杉山政府参考人 お答えいたします。

今委員の御質問の北朝鮮の保有するプルトニウム、濃縮ウランの量、外務省としてどういう情報を持っているかということでございます。

まず、プルトニウムに関しましては、北朝鮮は、プルトニウム計画を含めた核計画について、二〇〇八年の六月に六者の合意に従った申告書を提出しております。ただこれは、関係国の合意によって、その内容については、申し合わせで内容を公表することは差し控えるということになっておりますので、私も、その内容については承知しているところがございすけれども、この場で言及することは差し控えていただくということでございす。

また、ウランの濃縮活動につきましては、寧辺の施設を訪問いたしましたヘッカー教授が、施設の濃縮能力は、もし北朝鮮の主張どおりであるとすれば、年間最大二トンの低濃縮ウラン、ま

たは最大四十キログラムの高濃縮ウランが製造可能と見積もられているということを報告しているというふうに承知をいたしております。

いづれにいたしましても、このような点を含めまして、北朝鮮の核開発に関する動向について、常時、米韓といった関係国と緊密に連携して、重大な関心を持つて平素からさまざまな方法で情報を収集して、慎重に分析、検討を行って、我が国の情報収集を行っているということでございす。が、今申し上げた以上のことをここで申し上げますのは、やや交渉中の手のうちをさらすことにもなりかねないということでございすので、これで私の答弁にさせていただきます。

○吉井委員 次に、原子力安全・保安院の方に伺っておりますが、日本の使用済み核燃料から生まれてきているプルトニウム、再処理済みのもの、まだ未処理だが核燃料棒の中にあるもの、これが幾らになるのか。それから、東京電力福島第一原発のメルタダウンで幾らのプルトニウムが溶け出したのか。そのうち、大気中、海洋にどれだけ放出されたものとみなしているのか。これを伺っておきたいと思います。

○細野政府参考人 前半部分だけ、先にお答えを申し上げます。

使用済み燃料に含まれるプルトニウムの量でございすけれども、これは、内閣府の発表によりますと、平成二十一年末の時点で、核分裂性と非核分裂性のプルトニウムの総量が百四十四トンと推定をされております。それから、再処理をしたもの、これは電気事業者及び日本原子力研究開発機構の方で把握をしておりますが、同じく平成二十一年末の段階で、再処理して回収した核分裂性のプルトニウムは十二・二トン、それから、海外から返還をされたもの、これはMOX燃料形態のものも含めてでございすけれども、二・六トンというふうに承知をしております。

○寺坂政府参考人 プルトニウムの放出の関係でお答え申し上げます。

確たる数字のお答えは難しい点があることを御容赦願いたいと思ひますけれども、現時点でお答えできる範囲で申し上げますと、事故後四日間におけますプルトニウムの大気中への放出量は一・二掛ける十の十二乗ベクレルというふうな推定をしているわけでございす。これが大気中でございまして、海洋の関係につきましては、幾つか作業する上での前提、水の量等々、難しい点がございまして、具体的な数字推定に至ってございせんけれども、今のところ、海洋の方でのプルトニウムの検出はされていないというふうに承知してございす。

○吉井委員 いずれにしても、地震による福島原発の破損状況は本来もうわかっていなきやいけなんでしょうが。中越沖地震で、柏崎刈羽のときですね、あのときはタービン建屋で二千三十ガルくらい記録したことがあったかと思うんですが、そういう激しい地震動の中で、実は、建屋の中のクレーン、燃料取りかえ等に使われるわけですが、これが一機破損をいたしました。

今回、福島第一の一号機から六号機の原子炉建屋の天井クレーン、燃料取りかえ機の状態はどうなっているのかということですね。これは、将来的に、圧力容器のふたをあけて、その収束工程の中で使えるのかどうかということにもかかわってくる問題ですから、伺っておきたいと思ひます。

○寺坂政府参考人 お答え申し上げます。

原子炉建屋の中の各階の、そのフロアにまだ立ち入りができていないところ、あるいは作動状況が確認できない、そういう状況があるわけでございすけれども、御質問の天井クレーン、それから燃料交換機の損傷状況について、今時点で私も考えているところで申し上げますと、まず、一号機と三号機に関しましては、原子炉建屋の損傷状況から、天井クレーンと燃料交換機が大きく損傷しているというふうな推定をさせていただきます。

二号機につきましては、外観の状況からは建屋

そのものは健全な状態のように見えるわけでございます。ただ、そういった中で、クレーンと燃料交換機も、もともと厳しい耐震基準といったものが設定されているということもございまして、健全な状態にあるのではないかとこのように推定はしてございます。

四号機に関しては、これも爆発事故がございましたので、一時、クレーン等について問題が生じているんじゃないかというふうに見ているときがございましたけれども、その後の映像その他での確認で、中へ落ちていたとかそういったことは無いというふうに思っております。ただ、機能について、どのようなものかということについては確認ができてございません。

五号機、六号機につきましても、これは外観上の健全性は確保しているというふうに見ておりますけれども、機能が維持できているかどうかについては確認できてございません。

いずれにいたしましても、今後、全体の瓦れきの撤去あるいは放射性物質の除去、そういったもので作業環境をできるだけ整備した上で、実際に確認をしてまいりたいと考えておるところでございます。

○吉井委員 私報告を受けておりますところでは、一号機、二号機、今、四号機は落ちていないだろうという話ですが、いずれにしても、オペレーションフロアに落ちていると思われる、脱落の程度は号機に多少の違いはあると。二号機については、わからないという今のお話のとおりなんです。五号機、六号機は、オペレーションフロアの、燃料プールからの蒸発や結露によって、そもそも電気系統にかかわるものが損傷している可能性が考えられると。

そうすると、収束工程の過程で、やがて将来、圧力容器のふたをあけてさまざまなものを取り出すことも考えられるわけですが、そもそも、その圧力容器のふたを取り上げる天井クレーンというものが破損してしまっていたり、あるいは

は電気系統が働かないために簡単にはいかない、それぐらい深刻なダメージを地震そのものによって受けているのではないかと思いますが、いかがですか。

○寺坂政府参考人 天井クレーンあるいは燃料取りかえ設備の状況については先ほど申し上げましたとおりというふうな考えでございますけれども、先々、使用済み燃料の取り出し等の作業というものが必要になってくると考えているところでございます。まして、これは、まずは安定した冷却システムが構築され、安全な停止状態が継続されるようになってからの、非常に大切な、中期的な課題として今後検討をしていくというふうな考えておるところでございます。

○吉井委員 時間が参りましたので質問はしませんが、やはり核開発をやらせないために制裁は当然なんです。同時に、日本も、原発、軽水炉路線を進めれば進めるほどブルト二ウムがどんどんたまってしまふんです。これは、それ自体が国際的不信を招くことになりまして、同時に、今回の事故のような場合、放射能汚染の問題もあるんですが、地震等によって原発機器そのものが安全性を保つことは非常に困難なことだということが明らかにしたと思っております。

そこで、原発から撤退という道を大臣として決断されるべきものだと思いますが、これを質問しようと思つたら時間が来たという感じがいたしました。海田田さん、大変申しわけないけれども、これは意見だけ申し上げて、質問を終わりにしたいと思います。

○田中委員長 次に、山内康二君。
○山内委員 北朝鮮への制裁措置の強化ということについて質問をさせていただきます。

昨年の十一月二十六日に、衆議院の本院議におきまして、北朝鮮による韓国への砲撃事件に関する決議案を全会一致で可決いたしました。その決議の中で、北朝鮮に対する新たな制裁措置等を検討すべきということで、国会から政府に対して提

案をしているわけですが、政府内で、そういった制裁措置の強化、罰則の強化、こういったことはその後議論されていたのでしょうか。

○海田田国務大臣 罰則の強化につきましては、平成二十一年、外為法を改正し、違法輸出入に対する罰則を強化することで、北朝鮮の不正事案に対して抑止力を強化しました。

また、経産省としましては、刑事制裁に加え、外為法に基づき、当該違反者が輸出または輸入を行うことを一定期間禁止する行政制裁を実施しております。

○山内委員 去年の十一月の決議の後の罰則、制裁強化について質問をしているわけです。今、平成二十一年のお話をされましたが、その後の検討ということ、政府内でのように、経産省に限らず他の省庁でも結構ですが、検討されたことはあるのでしょうか。

○厚木政府参考人 お答え申し上げます。

政府といたしましては、今後の我が国の北朝鮮の制裁措置のあり方については、拉致、核、ミサイルという諸懸案をめぐる北朝鮮の対応や国際社会の動きを含む諸般の情勢を総合的に勘案いたしまして、政府として不断の検討を行っているところでございます。

ただし、前回も申し上げましたが、北朝鮮が今後どのような行動をとるかはその断を許さないところでございます。我が国がいかなる措置を今後とっていく可能性はあるか、あるいは検討しているかということについてはお答えを差し控えてさせていただきます。

○山内委員 あと二分になりましたので、外務省にお尋ねします。

ことしの五月三十一日に、日本政府主催でニューヨークにおいて、北朝鮮などに対する国連安保理の制裁徹底を促すセミナーというのを日本の外務省主催で開催しております。

東アジアの狭い領域で考えるんじゃなくて、中近東への北朝鮮の核技術の拡散も含めてなるべく国際化していく、国際社会全体の問題として認識をしよう、そういう措置なり枠組みづくりが大事だと思っておりますが、日本政府として今後どのようにその問題について取り組んでいくのでしょうか。

○宮島政府参考人 お答えいたします。

先生御指摘のとおり、北朝鮮の核問題等を初め、不拡散の問題は非常に深刻な問題でございます。

北朝鮮やイラン等の核問題につきましては、国際社会において、安保理における制裁、IAEAにおける働きかけ、その他国際的フォーラムにおける働きかけといったさまざまな手段を用いて解決が図られております。

先生御案内のとおり、国連の安保理では、二〇〇九年の五月の北朝鮮による核実験に対応するため、我が国などが主導いたしました、制裁措置の強化を含む決議一八七四が全会一致で採択されております。また、北朝鮮の問題のみならずイランの核問題につきましても、二〇一〇年の六月に制裁措置の強化を含む決議一九二九号が採択されております。

このように、国際社会が一致して強いメッセージを発するよう、国連の安保理理事国として、決議の採択に向けた議論に積極的に参加いたしました。また、このような決議が国連加盟国に対して求める措置を着実に実施するというこのために、決議の効果的な実施の観点から各国にも着実に履行を働きかけております。

国際的なところで働きかけをするのはまさに大事でございます。IAEAにおきましても、保障措置の実施を通じて、原子力関連の資機材が軍事転用されないよう日常的に監視を行っております。我が国は追加議定書の普遍化に向けた働きかけをしております。また、IAEAの総会、理事会においても議論をリードしております。

このような国際機関における努力に加えまして、六者会合への参加、G8サミット、それからASEAN地域フォーラムといった国際的フォーラムにおきましても、まさに核問題の解決に向けた議論に貢献してきております。

このように、北朝鮮等の核問題につきましては、NPTを基礎とする国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦と受けとめておりまして、その解決のため、関係国及び国際機関と連携しながら今後とも努力を重ねてまいる所存でございます。

○山内委員長 質疑時間を大分オーバーしましたので、以上で質問を終わります。

○田中委員長 これにて本件に対する質疑は終局いたしました。

○田中委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件について採決いたします。

本件は承認すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中委員長 起立総員。よって、本件は承認すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本件に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○田中委員長 次に、内閣提出、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案並びに電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

これより順次趣旨の説明を聴取いたします。海江田経済産業大臣。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案
電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○海江田国務大臣 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案並びに電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

まず、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

資源価格の乱高下や国際的な資源獲得競争が激化している中、我が国のエネルギー供給における化石燃料の占める割合は依然として高い水準となっており、化石燃料の大半を海外からの輸入に依存している我が国にとつて、エネルギーの安定供給の確保のためには、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなどの純国産エネルギーである再生可能エネルギーの導入拡大は必要不可欠です。

このため、再生可能エネルギーに由来する電気の導入の比率を高めることが重要で、また、国内外で地球温暖化対策の強化が求められる中、再生可能エネルギーに由来する電気は、発電段階で温室効果ガスを排出しないという強みを有しており、地球温暖化対策にも資するものであります。

加えて、我が国経済を成長軌道に乗せるためには、昨年取りまとめた新成長戦略を着実に実現させることが重要です。中でも、日本のすぐれた環境技術・製品を国内外に展開し、成長と雇用の確保を実現するグリーンイノベーションに向けた取り組みの推進は喫緊の課題であり、再生可能エネルギーの導入拡大は、関連産業の成長を通じて市場の確保と雇用の増大に大きく貢献するものであります。

こうした点を踏まえ、本法案により、再生可能エネルギーに由来する電気について固定価格買い取り制度を導入し、再生可能エネルギーを用いる発電設備の設置に関して投資回収の不確実性を低減させ、その導入拡大を一層促すことといたします。

次に、本法案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、経済産業大臣が認定する再生可能エネルギー発電設備から得られる電気について、電気事業者に対して、経済産業大臣が定める一定の期間、一定の価格により調達する契約の締結に応じるよう義務を課します。

第二に、電気事業者が調達に要した費用については、賦課金という形で、すべての電気の需要家に電気の使用量に応じて御負担いただくことといたします。

その際、再生可能エネルギーの導入拡大は、エネルギーの安定供給の確保及び温室効果ガスの削減という国民全体の利益となるものであることにかんがみ、地域ごとの再生可能エネルギーの導入状況の違いにより賦課金の負担に不均衡が生じないよう、経済産業大臣が賦課金の単価を全国一律で定めるなど、所要の措置を講じます。

第三に、電気事業者に対して、再生可能エネルギーに由来する電気について、一定量の利用を義務づけてきた電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法は、今般、再生可能エネルギーの導入拡大効果がより大きいと見込まれる固定価格買い取り制度を導入することから、廃止

することといたします。ただし、既存の発電設備の運転に著しい影響が生じないよう、必要な経過措置を講じます。

続きまして、電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

現在、エネルギーの安定供給確保や地球温暖化対策、グリーンイノベーションの促進といった観点から、再生可能エネルギーの導入拡大が我が国にとつて重要な課題となっております。

こうした中で、再生可能エネルギーの導入拡大のために提出した、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案に基づき、再生可能エネルギーの導入拡大に実施し、あわせて、再生可能エネルギーの導入拡大に関する規制の合理化等を図るため、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、買い取り制度による賦課金等、法律により国が定めた外生的、固定的なコストの変動に起因する料金等の改定については、簡易かつ機動的な手続として、事前届け出により行うことができることといたします。なお、公益事業に係る規制の整合性の観点から、ガス事業法についても同様の措置を講じます。

第二に、再生可能エネルギー活用のすそ野を広げる観点から、現在、送配電ネットワークの利用が認められていない、地域限定の電気事業者である特定電気事業者が、再生可能エネルギー等の外部電源を調達できるよう、送配電ネットワークの利用のための制度を整備する等、規制の合理化を行います。

第三に、買い取り制度により送配電ネットワークに接続する発電設備が増加し、その接続に当たつての紛争の増加が予想されます。このため、発電事業者と送配電ネットワーク運用者との間の紛争が適切に解決されるよう、体制整備を行います。

以上が、両法律案の提案理由及びその要旨でございます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○田中委員長 これにて両案の趣旨の説明は終わりました。

○田中委員長 この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として資源エネルギー庁長官細野哲弘君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○田中委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。木村たけつか君。

○木村(た)委員 民主党の木村たけつかでございます。

まず冒頭、田中委員長を初め理事の皆様方の御配慮によって、本経済産業委員会初めて質問の機会を得ましたことに心から感謝を申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

本年三月十一日に閣議決定されました本法案は、鳩山前内閣総理大臣が国際会議で掲げた、温室効果ガス排出量を九〇年比で二〇二〇年までに二五％削減するという目標を達成するために議論を積み重ねてまいりました、地球温暖化対策基本法案を実現するための主要三施策のうちの一つであります。地球温暖化対策基本法案の成立に見通しが立っていない現状において、本法律案の審議を行う前に、政府はその点に関する整合性を説明する必要があると考えます。

また、本法案は、我が国未曾有の大災害となつた東日本大震災の影響を考慮した内容になってお

りません。少なくとも、私は、政府がエネルギー基本計画を白紙から全面的に見直しを行った上で、その計画に沿った形で再生可能エネルギーの普及拡大を進めることが筋であると考えます。

そして、エネルギー基本計画を見直す際に原子力の位置づけが大きな焦点となりますが、菅総理が表明されておられますように、原子力を廃止の方向に持っていくにせよ、段階的に行わざるを得ませんし、代替エネルギーを何に求めるのか、あるいは火力と再生可能エネルギーの比率をどうするのかといった、目の前にある重要な課題に真つ正面から向き合う必要があると考えます。現在の

ような電力の供給不安が続く状況は、決して好ましいものではないと考えます。経済産業省が本年五月に実施をされたアンケート調査によれば、国内の七割の企業が震災の影響でサプライチェーンの海外移転が加速する可能性があるといった衝撃的なデータが示されました。

私は、再生可能エネルギーの導入拡大に異議を申し立てるつもりはございません。しかし、経世済民あつての国家でありますから、国民の生活や経済活動に支障を来すようなエネルギー政策であつてはならないと考えます。そのために、私は、各エネルギー源ごとの特性を生かしたベストミックスを追求していくべきであると考えます

が、海江田経済産業大臣の御所見をお伺いいたします。

○海江田国務大臣 経世済民というのは、私の大臣の部屋にその額がかかっておりますので、私もそれを常に心がけているわけでございます。

ベストミックスの考え方はまさにそのとおりでございます。そのベストミックスのバランスをどうしていくのかということで、昨年決めたエネルギー基本計画の原子力の五三％、これは無理だろうということはおわかっておりますが、では、それを当面何年ぐらいかけて何％にしていくのか、それから再生可能エネルギーを何年ぐら

いかけて何％にしていくのか、またそのときの経済

的な負担などもよく考えて、しかも、これは当委員会でもしつかり議論をいたさなくてはならないと存じますが、やはり国民的な議論もしつかりしていく中でそうした方向性を決めていかなければいけないと思っております。

○木村(た)委員 それでは、エネルギーベストミックス追求の観点から質問させていただきます。

震災発災後、そして福島第一原発事故の影響等を受けて、各地の原子力発電所が停止したまま、再稼働の見通しが立たない状況が続いておりますが、国民生活及び日本経済への影響を考慮し、短期的な代替エネルギーとしての火力発電の割合を増加させていくことが想定されます。

御案内のとおり、火力発電は石炭、石油、天然ガスの三種類であります。この中でも発電単価が最も安価である石炭に関して、IGCC等の高効率石炭火力発電の技術開発及び二酸化炭素を回収し地中または海中に貯留するCCSの技術開発に対する支援を強化していくべきだと考えておりますが、経済産業省の御見解をお伺いいたします。

○中山大臣政務官 ただいまベストミックスの話がございました。

太陽光等自然エネルギーで原子力のつくつてきた三〇％前後のエネルギーを代替できるか、これはまだ非常に疑問があるというふうに思っています。やはり集中的に、石炭を使って、またはLNGを使って火力発電をやらなければ百万キロワット以上の発電というのはできないわけで、そこで超臨界とか超々臨界、石炭という非常に安いものを使つてはいるんですが、複合発電、一つはタービンで使う、一つは水蒸気を使つてやるというような、コージェネレーションなんかよく似たこと

であります。複合的に、CO₂を出さなければいけないというようにすることも可能でございます。IGCCは実際福島県でやっておりますし、我々は、それをさらにCCSという形で海底に埋

め込んでいこう、炭酸ガスをそこに埋め込んでいこうというような技術も今開発をいたしております。苦小牧であるとか福島勿来であるとかまたは北九州であるとか、こういうところでも実験に入ろうという時期に参っております。

そういう面では、本当の意味でベストミックスと、やはり出力の大きいものも代替エネルギーとして考えなきゃいけない、このように考えております。

○木村(た)委員 力強い御答弁、ありがとうございます。

次に、火力発電の中で最も二酸化炭素の排出量が少なくとされる天然ガスについて、米国で採掘が進んでいるシェールガスの利用促進並びに日本近海に埋蔵されているメタンハイドレートの技術開発など、ポテンシャルが大きな資源に対してどの程度の支援を考へておられるのか、あるいは今後のエネルギー政策における天然ガスの位置づけについて、中山政務官の御所見をお伺いいたします。

○中山大臣政務官 ただいまアメリカの方でシェールガスのブームになっておりまして、頁岩という大変かたい岩盤から水圧によってガスをとる、そういう新しい技術が開発されてきて、その埋蔵量からいいますと、今あるLNGを超えるのではないかとということで大変有望視されております。アメリカは原発をやらなくてもそのガスによつての発電でかなりの発電量を賄えるというようになるとまで出てきておりまして、そういう面ではガスを使うことというのは大変有効でございます。

しかし、ただガスタービンだけで使うのではなくて、先ほど申し上げましたように複合的に使う。熱で使うとか、または水蒸気で使う、それからガスの噴射の勢いで使う、そういう複合的な技術があれば、CO₂が出ないということでございます。

特に、メタンハイドレートは、鉱業法の法案が

通りましたので、いよいよ経済産業省も挙げて、「資源」という船を出して、できる限りメタンハイドレートの鉱脈がどこにあるか探っていくって、早くこういうものを活用できるように、また技術も生み出していきたいと思っております。

○木村(た)委員 ぜひとも推し進めていただきたいと思います。

次に、制度導入に伴う国民負担の軽減措置についてお伺いいたします。

再生可能エネルギーの全量買い取り制度の導入に際して最も懸念される問題は、国民負担の問題であります。

経済産業省の再生可能エネルギーの全量買取に関するプロジェクトチームによる同制度設計に対する基本的な考え方によりますと、制度導入後九年目の国民負担額について、毎月電力消費量三百キロワットアワーの標準的な家庭において、毎月約百五十円程度の電気料金の値上がりがあるものと試算されております。これは、再生可能エネルギーの追加導入量を約三千万キロワットと見込んだ場合の試算だそうであります。菅総理がいらっしゃっておられるように、全国一千万戸の住宅の屋根に太陽光パネルを設置した場合、それだけでも三千万キロワット程度の導入量となり、非住宅用の太陽光発電や他の再生可能エネルギーの導入量も増加することが見込まれますので、電気料金の値上がりは大変大きなものになると考えられます。

電気料金の値上がりが低所得者世帯の家計を直撃することになるのではないかと危惧をいたしておりますが、特に、太陽光パネルを設置できて、買い取り制度によって元を取り返せる方にとつてはよい制度かもしれませんが、そうでない方においては、電気料金の負担のみがふえるという結果となります。

政府として、この制度導入に際して、電気料金の値上げ幅等について何らかの歯止め措置を講じる用意があるのかどうか、中山政務官の御所見を

お伺いいたします。

○中山大臣政務官 まずは、この法案を審議する過程で、結局、電気料金で取るのか税金で取るのか、こういうことにもなるわけでございまして、例えば原発を全部とめるとか、そういう急激なことになりまして、これは太陽光だけに限らず、火力発電、今の電力を全部供給側が維持をするとして約三兆円かかるというふうな話も出ておりまして、日本の大事な自動車企業とか有数の企業が海外へ出ていっちゃうという可能性もあるわけですね。ですから、電気料金というのは経済界に与える影響は極めて大きいわけでございまして、命か経済かというような単純な議論は絶対してはいけません。

エネルギーの全体像を見せて、しっかりとこれは先生方に議論していただく。そして、議論の結果、この法律を通してもらうことが大事で、今のような論点も、財務省の方も来ておりますから、しっかりとお金を出してくれるのか、または電気料金になるのか、この辺もこれからしっかりと議論をしていきたいと思っております。

○木村(た)委員 ぜひともよろしくお願いいたします。

そして、再生可能エネルギーの全量買い取り制度の導入に合わせ、RPS制度が廃止されるというところであります。政府としては、今日までRPS制度を推進してきた立場から、この制度についてどのように総括をされておられるのか、海江田大臣の御見解をお伺いいたします。

○海江田国務大臣 木村委員にお答えをいたします。昨日の衆議院の本会議場でも同じような質問がありましたので、その折にもお答えをいたしました。

これは二〇二三年の施行でございしますが、私は、一定程度これは成果があったものだと考えております。これによりまして我が国の再生可能エ

ネルギーの導入量が約二・五倍ふえましたので、そういう意味での効果、成果はあったものと考えております。

しかし、この制度は、電気事業者に一定量の再生可能エネルギーの利用を義務づけるものであります。再生可能エネルギーによる発電を行う者と電気事業者との相対交渉で電気の取引価格が決定されるわけでございます。電気事業者としては相対的に安価な再生可能エネルギー源をどうしても利用することになりがちでございまして、その結果、再生可能エネルギーによる発電を行う者にとって投資回収できるかどうかについての不確実性があるということでもございまして、特に太陽光発電のように、現在は高価であっても将来的に供給の潜在力の高い発電について、これはこの制度だけではなかなか導入が進まなかったという点もあろうかと思っております。

○木村(た)委員 RPS制度が廃止をされれば電気事業者の負担は軽減されることになると思われますが、私は、再生可能エネルギーの全量買い取り制度導入に際しては、買い取り価格の増加をそのまま消費者に転嫁させるのではなくて、一定の割合を電気事業者にも負担させる必要があると考えております。その点に關しての経済産業省の御所見をお伺いいたします。

○海江田国務大臣 この法案におきましては、買い取り価格を再生可能エネルギー電気の供給が効率的に実施される場合に通常必要と認められる費用等をベースに決定するという旨規定がございします。このため、経済合理性をもって再生可能エネルギーへの投資が進むよう価格が設定されることとなります。

また他方、本法案では、再生可能エネルギー電気の調達に伴って国民負担が過重にならないよう配慮することも求められているところでございまして、この経済合理性の判断には慎重が上にも慎重を期す必要があるかと思っております。そして、この買い取り価格でございしますけれど

も、総合資源エネルギー調査会の意見を踏まえて設定されるということになっておりまして、具体的な買い取り価格の決定は、通常要すると認められる費用などの客観的なデータが必要になるかと思っております。この客観的なデータに基づいて総合資源エネルギー調査会の意見を聞き、それから、やはりパブリックコメントも必要であろうかと思っております。このパブリックコメントを経て経済産業大臣が決める、こういう手順を踏むことになろうかと思っております。

○木村(た)委員 あわせて、低所得者等の負担軽減措置のため、必要な資金をエネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定から拠出するべきであると私は考えます。

平成二十三年年度の当初予算額で見ますと、目的税である電源開発促進税の税収三千四百六十億円が全額一般会計に入り、このうち二千九百七十億円のみが特別会計に繰り入れられ、残る四百九十億円は一般会計に留保されておりますが、このいわゆる北方領土とも言われる一般会計への留保分は、本来の徴税目的に反するのではないのでしょうか。

これは今年度に限った話でなく、平成十九年度に現在のエネルギー対策特別会計の姿になってからずっと続いているわけであります。私は、こうした資金や、毎年恒常的に発生をする、問題視をされてきた剰余金を財源として、再生可能エネルギーの全量買い取り制度に伴う低所得者負担軽減措置に充てるべきであると考えております。そのためにも、徴税目的に反する一般会計への留保はとめるべきだと考えます。

これまでの電源開発促進税の一般会計への留保分の総額を把握されておられるのか、また、この一般会計の留保分をエネルギー特別会計の電源開発促進勘定に返納するおつもりはあるのか、経済産業省並びに尾立財務政務官にお伺いさせていただきます。

○中山大臣政務官 目的にかなった特別会計とい

うのがあるわけでございます。今言ったような北方領土とか、どっちのものかわからないような中間的なものというのは本来おかしいというふうにも私も考えております。本会計になったら、本会計の中に入ったということは、幾らでも負担できるということになってしまふと思うんですね。

特別会計というのは、その中でやりくりしているという、非常に独立採算性を重んじる、ある意味では、日本のいわゆる市場原理を考えているという意味合いでは、むしろ特別会計の中でやりくりするのが私は筋だというふうに考えております。

ですから、本会計でやるんだしたら、どんどん出してこれれば、税金は天井がないくらい出ていつちやうという可能性だつてあるわけですね。そういう面では、私たちは、特別会計の中で本来はやるべきものだと思います。仕方なくても大分これは議論いたしました。

○尾立大臣政務官 木村委員にお答えいたします。

御案内のとおり、この電源開発促進税は法律で使途が決められている目的税でございます。そのエネルギー対策特別会計電源開発促進勘定で使われる財源となつてゐることは御指摘のとおりでございます。

ただし、法律で、特別会計の歳出需要等を勘案し、税収の一部について特会に繰り入れなくてもよい、このように決められてゐるところであります。したが、過去を見ますと、ほぼ毎年、一般会計に留保額が生じております。

現在の残高については、一次補正後でございますけれども、約二千億円。ただ、二次補正でまた予定をしている部分もございますので、それを差し引くと、その残ということになります。この留保額につきましては、補正予算の編成、また特別な歳出需要が生じた際に、エネルギー対策特別会計に繰り入れて使うことができるようになっておりますので、これからの予算編成ブ

セスにおいてこれは決定されるものだと思つております。

○木村(た)委員 御丁寧な答弁、ありがとうございます。

今日までの法律の御趣旨は私も重々承知をいたしておりますが、しかし、これから新たなエネルギー政策を進めていく上で、国民負担が当然これから見込まれるわけでありまして、同時に、原子力発電を、今後新たに設置をすることは大変難しい、こうした現状の中において、私は、法律改正をしてでもその財源をぜひとも国民の皆さんに負担するべきじゃないかと考えますが、尾立政務官の御答弁を願ひたいと思います。

○尾立大臣政務官 法律改正をして全部使えるようにという御下命かと思いますが、また政府内で検討させていただきたいと思ひます。

○木村(た)委員 大変お忙しいところ、どうもありがとうございます。

次に、全国電力流通ネットワークの整備についてお伺ひさせていただきます。

我が国で再生可能エネルギーを普及させるに当たつて、全国の電力会社間における電力融通量を増強させることが非常に重要であると考えております。再生可能エネルギーを全国で一気に普及させた場合、電力需要の小さい電力会社では、電力供給力に占める再生可能エネルギーの割合が高く、日照条件によつて大幅に発電量が左右される太陽光発電や風力発電などの割合が高まれば、火力による電力需給調整が間に合わなくなり、最悪の場合、大規模な停電が発生するおそれもあります。各電力会社間でも相当程度の電力融通を可能にするためのインフラの構築を視野に入れる必要があると考えますが、何点かお伺ひさせていただきます。

一つは、北海道と本州間を結ぶ北海道―本州間電力連系設備の強化策であります。

私は、今後のエネルギー政策のあり方として、これまでの大規模集中電源のみに依存しない地域

分散型エネルギーネットワークの構築と、自分たちで使用する電力は自分たちで確保するといったエネルギーの地産地消を目指すべきであると考えます。

そうした観点から、北海道と本州間の連系性を増強することとあわせて、例えば北海道を我が国の風力発電の拠点として位置づけ、集中的に導入の拡大を図るべきであると考えますが、経済産業省の御見解をお聞かせいただきたいと存じます。

○中山大臣政務官 分散型エネルギーを集中的にというのはメガソーラーみたいな考え方で、実際、孫さんのところの室長の嶋さんとは何回か話しております。北海道で千ヘクタール、メガソーラーをやりたいというような話が苦小牧の方にも来てゐるそうでございます。では、それを送電する場合にどうしたらいいか。つまり、北海道では供給は多くなつたけれども需要がない、当然本州の方に送つていかなきゃならない、そういう増強をしていかなきゃならないということで、約三十万キロワットぐらいの増強設備をつくる必要がある、こんな話も出ております。

さらに、例えば風が強いからというので、ある島の方でうんと風力をつくつた、そこで千ヘクタールつくつた。だけれども、送電に相当距離が必要なんです。ですから、やはり分散型のエネルギーというものは、できるだけ地産地消、近くでつくるといふことも同時に大切なことで、遠くでつくつて分散型のものを送らうというのはちよつと効率が悪いのかな。

ですから、さつき言つた火力発電、これも高効率の石炭火力であるとか、LNGの複合的な、蒸気で使つて、熱で使つて、しかもタービンを回していくというようないろいろな使い方をして、集中的なものは送電で送っていく。分散型のものではできるだけ地産地消にしていく方が効率はいい。

でも、北海道でつくつたものは東京まで来れるように、そういう設備の増強は図っていききたいと思ひます。

○木村(た)委員 北海道と並んで、被災地である東北地方においては地熱発電、風力発電のポテンシャルが大変高いと考えておりますが、こうした被災地の復興にあわせ、再生可能エネルギーの関連設備の建設を進める際に、我が国においては大変さまざまな規制が張りめぐらされております。このことが普及拡大の障害となつてゐることも指摘をされてゐるわけでありまして。

エネルギー行政を所管する経済産業省として、規制緩和措置の実現に向けて先導的役割を果たすべきであるとは私共期待をいたしておりますが、その点に対する経済産業省の御所見をお伺ひいたします。

○中山大臣政務官 まず第一に、日本は地熱発電というのがポテンシャルが一番高いんです。ただ、自然公園法であるとか温泉の問題とか、こういう問題で規制というものをある程度取つたければ無理だと思ひます。

しかし、この自然エネルギーというのは、温泉に行くとか地熱発電所があつたり、自分のうちの裏に風車があつたり、または自分のうちの横にいうか、どこにでも太陽光があつたり、そういうのが新しい社会なのかもしれない。ですから、意外に、思つたより、理想的な風光明媚な社会かという、温泉に行つたらいつも地熱発電所がある、こういうことでは困るのです。

やはり、自然公園法の趣旨からいえば、天然自然の風光明媚なものも生かしていかないと、その調和が大切だといふふうな考えでございまして、これは何といつても海江田経済産業大臣のお得意なところでございますので、バランスを考えて、エネルギーの全体像を見せながら議論をしたいと思ひます。

○木村(た)委員 力強い御答弁、ありがとうございます。

そして、もう一つ大きな課題として、東日本と西日本で異なる周波数の統一の問題であります。現状、我が国の商用電源の周波数は東西で五十

ヘルツと六十ヘルツに分断されており、このことが電力の融通を行うことができない阻害要因となっているわけですが、この東西の周波数を通一することに對して、私は国の費用負担によつて推し進めるべきだと考えますが、経済産業省の御見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

えていただきました、ありがとうございます。木村委員が主に経済と環境という面からお話をいただいたと思ひますが、私の方は、もう一つのトリードオフである安心と経済というような面で、さまざまな視点からお話しさせていただきたいと思つております。

○中山大臣政務官 實は、これは、西日本の方はアメリカの技術を導入して六十ヘルツでやつた、一方、東日本の方は、ドイツの技術、ヨーロッパの技術を用いたということで、いまだにその後遺症が残つてゐるわけでございます。

一つは、先ほど、海江田大臣の大臣室にも経世済民という言葉が張つてあつたとお聞きしました。まさに、経済の再生がなければ民を潤すことはできないという意味であると思ひます、経済優先と。私も海江田大臣を経済の最先端を行く大臣であると尊敬しておりますので、ぜひお答えいただきたいと思ひます。

これを統一するというのは、大変お金もかかるところでございますが、今は、三十万キロワットとか、そのぐらいからどんどんそういうものをつくつていくということを進めてゐるわけですが、やはり根本的に変えなければならぬということ、今のモーターも、五十ヘルツでつくつてゐるものもあるし、六十でつくつてゐるものもあるし、こういういろいろな、日本全体の大きな問題にもなりますので、時間はかかるというふうに思つております。

しかしながら、やはりもう一つの面で、安全ということ、これも重要なところであります。科学的な根拠を合理的に判断いたしまして、安全であればやつてもいいし、そしてまた、危険ならばとめるべきだというような判断をしなければいけないと私も思つております。

今回、そういうことを協議しようということ、一億円の予算をとつて、今、その調査をした協議をしてゐるところでございます、自民党の橋議員からもこの間質問を受けて、早くやれというところでございますので、しっかり協議をしていきたいというふうに思つております。

こういう意味で、ストレステストでも、まだ内容がわからないというようなところもあります。しかしながら、今回の東京電力株式会社福島第一原発の総合的評価の実施、七月六日のものを見させていただきますと、原子力安全委員会では「運転状態としては最も厳しい状態を仮定する」というような表現もあります。恐らく、海江田大臣におかれても、今回のいわゆる安全と経済とのトリードオフというのは、一問、頭を悩ます問題だと推察させていただきます。

○木村(勉)委員 最後に、国民生活に資するエネルギー安定供給、エネルギーベクトミックスの観点からも、新エネルギーの方向性を示す本法案の成立に向けて、与野党の別なく、議員の皆様方の特段の御協力を賜りますようお願いを申し上げます。まして、質問を終わらせていただきます。

そこで、福島原発の問題について質問させていただきます。私は、いつも部門会議で質問させていただいてゐることもあるんですが、科学的な、合理的にどういうようなデータがあつて、どういうように判断していったらいいのかというようなことを優先して、そういう側面からいつもさせていただいてゐると思ひます。現状を把握させていただいて、この原因というのはどこにあるのか、そしてま

○田中委員長 次に、橋本勉君。

た、最後にどういふ判断をしていけばいいのかというようなスタンスで質問させていただいてゐるところでありますので、そういう込み入つた質問をさせていただくのはお許しください。

○橋本(勉)委員 衆議院議員の橋本勉でございます。

一つ、今回、福島の問題についてまず確認をさせていただきたいのは、三月十一日の十四時四十六分に地震が発生しました。そして、三月十一日の十五時三十分過ぎに、これは推定ですけれども、津波が襲来した。そして、三号機についても、津波が襲来した。そして、三号機についても、いろいろとベントの開操作をしながら、三月十四日に水素爆発と思われる爆発があつたと思ひます。一号機の場合は、三月十二日に水素爆発と思われる爆発があつた。四号機の場合は、三月十五日に原子炉建屋の損傷が確認された。こういう事実をちよつと御確認いただきたいと思ひます。

○中山大臣政務官 實は、これは、西日本の方はアメリカの技術を導入して六十ヘルツでやつた、一方、東日本の方は、ドイツの技術、ヨーロッパの技術を用いたということで、いまだにその後遺症が残つてゐるわけでございます。

これは、原子力安全・保安院さんの資料によるものであるということだけ申し添えておきます。この事実に基づきまして、私がまず質問させていただきたいのは、配らせていただきました六番のページの資料でございます。六番のところでは「福島第一の斜塔」と化した福島第一原発四号炉という写真を添付させていただきました。「四号炉の燃料プールには、千五百三十五体の燃料集合体があり、そのエネルギー量は、ヒロシマ型原爆三十発分に相当する。」「震度六の地震で倒壊の可能性が専門家から指摘されている。」と、非常に危険な状況にあつて、ここで、垂直線と赤線で、傾いてゐるというようにことがわかるのではないかと思ひます。

○木村(勉)委員 最後に、国民生活に資するエネルギー安定供給、エネルギーベクトミックスの観点からも、新エネルギーの方向性を示す本法案の成立に向けて、与野党の別なく、議員の皆様方の特段の御協力を賜りますようお願いを申し上げます。まして、質問を終わらせていただきます。

この四号機の傾きの原因について、これは何だろうか、爆発なのか地震なのか、それともその他の原因なのか、もし御理解がありましたら教えてください。また、傾いてゐるというようにことがわかるのではないかと思ひます。

○田中委員長 次に、橋本勉君。

と申しますのは、御案内だろうと思ひますけれども、四号炉は、格納容器の中に燃料が入つてゐませんで、燃料プールに入つてゐたということ。しかも、燃料プールの使用済み燃料を見ますと、比較的健全性が保たれてゐるんですね。水も比較的安全なわけですから、そこから水素が発生をして爆発したのではないのではないだろうか。

○橋本(勉)委員 衆議院議員の橋本勉でございます。

いろいろ調べてみますと、三号炉と四号炉をつなぐ継ぎ手がありまして、これはかなり大きな配管、大きなパイプでございますが、たしかそこは共通の排気筒を持つてゐるということもありまして、三号炉の方から水素が漏れて、それがその配管を通じて四号炉に入つて、そして四号炉で水素爆発が起きたのではないだろうかというのが、今まで得られた知見と申しますか、現在の時点での判断でございます。その意味では、四号炉が、そうした水素の三号炉からの漏えいによりまして爆発が起きたということでございます。

○中山大臣政務官 實は、これは、西日本の方はアメリカの技術を導入して六十ヘルツでやつた、一方、東日本の方は、ドイツの技術、ヨーロッパの技術を用いたということで、いまだにその後遺症が残つてゐるわけでございます。

今お示しをいただいたこの二枚の写真でございますが、上の写真でございます、ここに見えてゐるのは、モノクロの写真ですけれども、これは、燃料プールに注水されます、俗称キリンと、愛称ですかね、呼ばれております、コンクリートを高圧で送る機器ではないだろうかというふうに思ひます。これははっきりしません、四号炉の燃料プールには、そうやって外部から水を入れていたということがございます、恐らくそれじゃないだろうか。

○木村(勉)委員 最後に、国民生活に資するエネルギー安定供給、エネルギーベクトミックスの観点からも、新エネルギーの方向性を示す本法案の成立に向けて、与野党の別なく、議員の皆様方の特段の御協力を賜りますようお願いを申し上げます。まして、質問を終わらせていただきます。

この下の傾きというのがどの程度なのか、これはちよつとわかりませんが、ただ、今回、橋本先生からお尋ねがあるということで、これはやはり実際に行つて見てくるのが確かでございますので、現場に職員を派遣しまして、そして、実際にそこにそんなに傾いてゐるのかということを確認させました。その写真も撮つてきて、私も見ましたけれども、水素爆発によつて建屋全体が大きく傷んでゐるということは事実でございますが、主要

構造物が傾いているというようなことはないという報告を受けております。

なお、先ほど委員からお話がありました、地震によって大きな被害を受けているんじゃないだろうかということでやはり一番心配されるのは四号炉の使用済み燃料プールでございますから、これについては、もう既に下から支える工事はやつてございます。今、鉄筋で工事を終えまして、その鉄筋の周りにコンクリートの流し込みをしているという状況でございます、これももう間もなく完成をする。そうしますと、燃料プールを下から支えて、余震などによつてこの燃料プールが大きく破損をされるということのないような手も講じてございます。

少し長くなりましたが。

○橋本(勉)委員 今、三号炉が四号炉の傾きの一つの原因になったんじゃないかなという話……(海江田国務大臣「爆発」と呼ぶ)爆発のですね、水素爆発ですね。その三号機についても、その前日、十四日に水素爆発をしておりますので、これは七ページに書いてあります、写真がありますのでまた見ていただきたいと思っております。

これは三号炉の燃料プールの水中映像であります、一号炉の爆発と比べて非常にけたたましい爆発があったと。私もインターネットで見させていただきました。これは一号炉とちよつと違うタイプの爆発なのではないかなと、見る限り思つたわけでありませう。

そこで問題になったのは、燃料の五百五十六体がちやんとあるのかどうかということが心配でして、それを水中カメラ、遠隔操作のカメラでとらえられたものであります。確かに、これを見る限りトラスの瓦れきしか映っていない。本来燃料プールがあった四階から五階は爆発で吹き飛んでいるという報告もあります。

これはどういふことなのか、五百五十六体はどこへ行つたのかということで、これは日本の情報よりもアメリカの情報がありましたので、八ペー

ジにちよつとつけさせていただきました。

これはアメリカの原子力規制委員会、NRCの勧告書でありまして、このちよつと三段落目です。「フュエルメイハブビンエジエクト」ドフロムザプール」云々からいきまして、ちよつと訳させてもらつと、燃料はその外に放出されている、これは東電の側の情報に基づいているということ、中性子の放出源が原子炉施設から一マイル離れたところで発見された、さらに、極めて高い線量率の物質が三号機と四号機との間で発見された、使用済み燃料プールから燃料が放出されている可能性があるというようなことが述べられているところであります。聞く範囲では、ゆゆしき事実だと思ひます。

もう一つ、次の九ページですけれども、九ページはアメリカの環境保護局のホームページからとらせていただきました。

これは、放射線空中濃度モニタリング地点の詳細な分析の過程で、米環境保護局が日本における核事故に由来するかなりの量の放射性同位体を特定した、アイデンティファイドですから、もう完全に決めたというふうな意味であります。そのうち幾つかは過去の環境保護局やエネルギー省のモニタリング結果より幾分高い数字を示しているというふうな形で述べられているものであります、そのデータがこの九ページに載つてあるということでもあります。

ハワイでウラン二三八の大気中濃度が五十倍になつていふということ、その下の方は、サンフランシスコでプルトニウム二三九の大気中濃度がもう既に十八倍になつていふ。この下の方は三月二十四日に急激にふえていふ。それから、ハワイの方は一週間に一度しか計測をしておりますので、四月一日のデータでこれだけ、ふだんの五十倍ということになつたデータが出てきたということ、こういう記事がアメリカの環境保護局から出されているということでもあります。

は、県を越えるだけじゃなくて、本当に国を越えることもあるんだと思ひます。

これについて中部大学の武田教授がこういうことを述べていらつしやいました。事故後に検出されたデータであり、かつ過去の数値から急激にはね上がった点から考えますと、福島第一原発から飛び散つた点から考えられない、三号機で使っていたプルトニウム・ウラン混合酸化物、MOX燃料の可能性もあるというふうなことも述べておられました。御存じのように、武田教授は前の原子力安全委員会の委員であられますので、かなりこの面については詳しい人でございます。

こういう意味で、この三号炉の問題としまして、米国と日本とや違いが出ております、見解の相違が出ておりますが、この燃料五百五十六体というのは、その一部だけでも飛んでいるということは非常にゆゆしきことであると思ひますが、どこへ行つていふと思ひますでしょうか。お答えいたしたいと思います。

(委員長退席、近藤(洋)委員長代理着席)
○海江田国務大臣 これは私が今まで東電と政府の連絡対策室で得た情報でございますので、また追加的な情報があれば委員にも提供したいと思つておりますが、御指摘のように、この三号炉については、残念ながら、そのプールの中の状況と申しますか、これがまだ把握できていないということとは確かでありませう。

四号炉の方は、一番初めはたしかヘリコプターですか、ちよつとプールの上のところが天井が飛んでおりましてものですから、比較的プールの状況というのは把握できたわけでございます、そしてまたカメラなども、放水機の先にカメラをつけてまして把握をしたら、さつきお話をしたように水が大変きれいだったということがわかつたわけでございますけれども、三号炉は、残念ながら、主に瓦れきがたくさんかぶさつていふというふうなこともありまして、そういう作業ができていないということでもあります。

ただ、この三号炉の、特に使用済み燃料プールの温度が大変安定をしております、これがおよそ三十度前後ということですから、その意味では、今、この燃料プールについては冷温の状態が保たれているということでもあります。ですから、その意味から判断をしますと、燃料プールの中で使用済み燃料が、平たく言えば暴れているということはいいのではないだろうかということでございます。

ただ、委員から御指摘のありましたように、五百五十六体あつたはずが、今何本残つていて、何本か外に飛んだのではないだろうかというようなことは、これは残念ながらわかりません。

いずれにしても、今の燃料プールの状況は安定をしております、それからやはり、できるだけ早くこの燃料プールの状況がどうなつていふのかということを目視する必要があるかと思つております。

それから、燃料プールのコンクリートの厚さというの、一・四メートルから一・八五メートル、およそ二メートルございますので、燃料プール自体が底が抜けるとか、そういうことはないと思つております。

いずれにしても、今、三号機については燃料プールの状況というのは安定しております。それから、ここには窒素の封入がスタートをいたしましたので水素爆発の危険性というものはありませんが、水素爆発の際にそこから飛散をいたしました放射性物質に汚染された物質がどこにあるかということ、もちろんこれは、モニタリングを徹底することによつて、そういう瓦れきなどがあればその瓦れきはしっかりと撤去をしていかなければいけないし、これまでもそういう作業はやつてきたところでございます。

○橋本(勉)委員 まだこれから調査の余地ありという返答でございましたけれども、極端なことを言つと、三号炉の三月十四日の水素爆発がちよつと異常な爆発だったものでござらぬ、これが核爆発というような可能性は絶対ない、それは断言でき

ますでしょうか。

○海江田国務大臣 これは、海水が入ったりして
おりまして、それから水素が発生をしているとい
うことは事実でございましたから、私どもは、そ
の水素と酸素との結合による水素爆発だ、この三
号機はそう考えております。

○橋本(勉)委員 ちよつと時間がないので、もう
一つ指摘をさせていただきます。

震度計、これは十ページなんです、原子炉建
屋の、要するに地震のデータです。この地震につ
いてちよつとお聞きをさせていただきたいなと思
つています。

上の方は、震災から百五十秒の間、ちよつどそ
の前に、五百五十ガルの最大値を指した後、切れ
た。ところが、下の方は、これはちよつど四号炉
の南西の百メートルの地点で、地下百メートルの
ところではなかったものでございます。これによる
と、ここは切れていない。百五十秒以後に最大値
三百五十ガルをつけまして、ここは切れていな
い。ほかにデータをもらいました。このデータ
をもらった結果、一号機から五号機まですべて切
れているということでございます。

これは、津波でここに何か事故があつてとま
つたのか、それとも地震でとまつたのか、それとも
爆発でとまつたのか、いろいろ考えますと、これ
はどうも、時間的にも最初の地震でとまつたん
じやないかなと。または地震計が壊れていたとい
う可能性もあるでしょうが、そういうところの
原因というのはどのようにお考えなのか、ちよつ
とお聞きしたいと思つております。

〔近藤(洋)委員長代理退席、委員長着席〕

○海江田国務大臣 まず、地震によって東京電力
福島第一発電所の各号機の外部電源が切断をされ
たということは確かでございます。そうして、地
震が起きたから、原子炉では制御棒が入つて
運転が自動停止をしたということもはっきりして
おります。そして、自動停止をしたと同時に、今
度は非常用のディーゼル電源がありますから、こ
れが正常に作動したということもパラメーター、こ

計器からはっきりしております。

ですから、その意味でいうと、本当に強い地震
が起きて、そして原子炉の運転が停止をして、ま
ずとめる、そして非常用のディーゼル電源によ
つて冷やすという段階に入つていったということ
は、これは各号機についてそういうデータが出て
いるということでございます。

その後、津波がございまして、今お話をした非
常用のディーゼル電源、すべての号機の電源盤、
それから海水系のポンプなどが損なわれて、この
結果、原子炉と使用済み燃料プールに対する冷却
機能が失われて今回の事態に至つたという判断で
ございますので、その意味では、地震の影響とい
うのはこれからいろいろな角度から検証してみ
なければわかりませんが、今回の深刻な事象に
至つた直接的な原因は地震の後によつてきた津波
であろう、こういう判断を今しているところでご
ざいます。

○橋本(勉)委員 地震かどうかはわからない、む
しろ津波じゃないかというお答えだったんですけ
れども、四月九日の、これは一つ報告があつて、
地震による地盤の、要するに地盤沈下というのも
あつた。これは五十センチから六十五センチ、
測定によると、もうあの辺が沈下していたとい
う発表もあるんですね。これは、津波によつて地盤
沈下というのはちよつと想定しにくいと思いま
す。むしろ、大きな、巨大な地震があつて、私も
ちよつど三月十一日二時四十六分は議員会館にい
ました、議員会館で、恐らく世界一か日本一か、
地震に強い会館だと言われておりますけれども、
そこでいて、私の秘書が、もう怖くて怖くて机の
中に入つちやつたというぐらいの揺れでしたね。
そういうような揺れが東京で感じられたというこ
とは、現地の福島では相当な揺れがあつたんじや
ないかと思うんですね。そういう意味での地盤沈
下というのも当然あつたと思いますので、そこは
しっかりとまた調べていただきたいと思つており
ます。

そして、時間がもうぎりぎりのところでありま
す。

すので、一つ経済のことを海江田大臣には質問さ
せていただきたいと思ひます。

これは、最後の十一ページであります。財源の
問題も一つ絡めまして、今回の復興財源といたし
まして、酒税、所得税とか、増税の話もまた出て
きています。税と社会保障で消費税の話があつた
と同様に、そういう増税の話がありますけれども、
これは穴戸駿太郎という筑波大の名誉教授が出
てきたデータであります。

これによると、消費税を三%アップすると、四
年後に実質経済成長率が五%下がっちゃうよ、こ
ういうマクロモデル、いわゆる産業連関分析モデ
ルで出した結果だということだけ申し上げたいと
思ひます。ほかの、公共投資とか医療費支出だ
とか、金融政策の方が、実質経済成長率はブラ
スに働いて、むしろそれは税収のプラス要因にな
るといふわけでありまして。増税というのは、この
ようにマイナス要因が働いて、当初、一年目は税
収が得られたとしても、財源が得られたとして
も、二年目以降はもう得られない可能性が極めて
強い、当然だと思ひます。

こういうようなマクロモデルによりまして、海
江田大臣、専門でございますので、何もかも増税
論議の中に埋没してしまつていふというわけであ
りますが、税金だけ取つて、その税収が上がらな
いといふことになったら、本当にこれは政府の政
策判断ミスだと思ひます。国民に負担だけ押しつ
けておいて、その対価である税収すら得られない
のであれば、民主党得意の仕分けをやる資格はな
いと思ひますが、いかがでしょうか。

○海江田国務大臣 増税が必ずしも安定的な税収
の確保につながるというのとは、これははっきり
してのことです。一番わかりやすいのはたば
この税金ですけれども、ただ、たばこは評判が悪
いわけでございますから、それを例にとりません
でも、例えば交際費の課税なんか、余りこを締
めつけてしまふと経済全体がシュリンクをしてし
まいますので、やはりある程度交際費の課税など

も、必要があれば緩めて、そして、そのかわりい
ろいろな形でお金を使つてくれて、そのほかの税
金で入つてくればいいんじゃないかということでご
ざいます。

復興の財源としての増税ということでございま
すけれども、特にやはり、増税にもいろいろな形
がございまして、それを消費税に求めますと、こ
れは東北地方、これから例えば住宅の建て直しだ
とか改築だとか、そういうニーズがたくさんある
わけでございますが、今、消費税の五%が将来的
に一〇%とかいふような話もありますけれども、
これをやつたのでは、津波で流された、家を建て
る、何とかやはり建てたいと思ふのは当たり前
で、もちろん二重ローンの問題もありますけれど
も、そういうときに一〇%の消費税がかかるなん
というふうなことになるたら、これはもう本当に
家が建たないわけでございますから、そういうこ
とはやはりよく考慮をしなければいけないと私は
思つております。

○田中委員長 橋本君、時間が参りました。

○橋本(勉)委員 まだ聞きたいことはたくさんあ
りましたけれども、御指図のとおり終了させてい
たきます。

ありがとうございます。

○田中委員長 この際、参考人出頭要求に關する
件についてお諮りいたします。

両案審査のため、参考人の出席を求め、意見を
聴取することとし、その日時、人選等につきまし
ては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御
異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よつて、
そのように決しました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、
本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十四分散会

電気事業者による再生可能エネルギー電気の
調達に関する特別措置法案

電気事業者による再生可能エネルギー電気の
調達に関する特別措置法

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 電気事業者による再生可能エネルギー
電気の調達等(第三条―第七条)
第三章 電気事業者間の費用負担の調整(第八
条―第十六条)
第四章 費用負担調整機関(第十七条―第二十
八条)
第五章 雑則(第二十九条―第三十四条)
第六章 罰則(第三十五条―第三十九条)
附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、エネルギー源としての再生
可能エネルギー源を利用することが、内外の経
済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的か
つ適切な供給の確保及びエネルギーの供給に係
る環境への負荷の低減を図る上で重要となつて
いることに鑑み、電気事業者による再生可能エ
ネルギー電気の調達に関し、その価格、期間等
について特別の措置を講ずることにより、電気
についてエネルギー源としての再生可能エネル
ギー源の利用を促進し、もって国民経済の健全
な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「電気事業者」とは、電
気事業法(昭和二十九年法律第七十号)第二条
第一項第二号に規定する一般電気事業者(以下
単に「一般電気事業者」という。)、同項第六号に
規定する特定電気事業者及び同項第八号に規定
する特定規模電気事業者(第五条第一項におい
て単に「特定規模電気事業者」という。)をいう。
2 この法律において「再生可能エネルギー電気」
とは、再生可能エネルギー発電設備を用いて再

生可能エネルギー源を変換して得られる電気を
いう。

3 この法律において「再生可能エネルギー発電
設備」とは、再生可能エネルギー源を電気に変
換する設備及びその附属設備をいう。

4 この法律において「再生可能エネルギー源」と
は、次に掲げるエネルギー源をいう。

- 一 太陽光
- 二 風力
- 三 水力
- 四 地熱
- 五 バイオマス(動植物に由来する有機物で
あつてエネルギー源として利用することがで
きるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス
及び石炭並びにこれらから製造される製品を
除く。))をいう。第六条第三項及び第八項にお
いて同じ。)
- 六 前各号に掲げるもののほか、原油、石油ガ
ス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらか
ら製造される製品以外のエネルギー源のう
ち、電気のエネルギー源として永続的に利用
することができると思われるものとして政
令で定めるもの

第二章 電気事業者による再生可能エネル
ギー電気の調達等

(調達価格及び調達期間)

第三条 経済産業大臣は、毎年度、当該年度の開
始前に、電気事業者が次条第一項の規定により
行う再生可能エネルギー電気の調達につき、経
済産業省令で定める再生可能エネルギー発電設
備の区分ごとに、当該再生可能エネルギー電気
のキロワット時当たりの価格(以下「調達価
格」という。))及びその調達価格による調達に係
る期間(以下「調達期間」という。))を定めなけれ
ばならない。

2 調達価格は、当該再生可能エネルギー発電設
備による再生可能エネルギー電気の供給を調達
期間にわたり安定的に行うことを可能とする価

格として、当該供給が効率的に実施される場合
に通常要すると認められる費用及び当該供給に
係る再生可能エネルギー電気の見込量を基礎と
し、我が国における再生可能エネルギー電気の
供給の量の状況その他の事情を勘案して定める
ものとする。

3 調達期間は、当該再生可能エネルギー発電設
備による再生可能エネルギー電気の供給の開始
の時から、その供給の開始後最初に行われる再
生可能エネルギー発電設備の重要な部分の更新
の時点までの標準的な期間を勘案して定めるもの
とする。

4 経済産業大臣は、調達価格及び調達期間(以
下「調達価格等」という。))を定めるに当たつて
は、第十六条の賦課金の負担が電気の使用者に
対して過重なものとならないよう配慮しなけれ
ばならない。

5 経済産業大臣は、調達価格等を定めようとし
るときは、総合資源エネルギー調査会の意見を
聴かなければならない。

6 経済産業大臣は、調達価格等を定めたとき
は、遅滞なく、これを告示しなければならな
い。

7 経済産業大臣は、物価その他の経済事情に著
しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合
において、特に必要があると認めるときは、調
達価格等を改定することができる。

8 第五項及び第六項の規定は、前項の規定によ
る調達価格等の改定について準用する。

(特定契約の申込みに応ずる義務)

第四条 電気事業者は、第六条第一項の規定に係
る発電(同条第四項の規定による変更の認定又
は同条第五項の規定による変更の届出があつた
ときは、その変更後のもの。同条第六項におい
て同じ。))に係る再生可能エネルギー発電設備
(以下「認定発電設備」という。))を用いて再生可
能エネルギー電気を供給しようとする者(以下
「特定供給者」という。))から、当該再生可能エネ
ルギー電気について特定契約(当該認定発電設

備に係る調達期間を超えない範囲内の期間(当
該再生可能エネルギー電気が既に他の電気事業
者に供給されていた場合その他の経済産業省令
で定める場合)にあつては、経済産業省令で定め
る期間)にわたり、特定供給者が電気事業者に
対し再生可能エネルギー電気を供給することを
約し、電気事業者が当該認定発電設備に係る調
達価格により再生可能エネルギー電気を調達す
ることを約する契約をいう。以下同じ。))の申込
みがあつたときは、その内容が当該電気事業者
の利益を不当に害するおそれがあるときその他
の経済産業省令で定める正当な理由がある場合
を除き、特定契約の締結を拒んではならない。

2 経済産業大臣は、電気事業者に対し、特定契
約の円滑な締結のため必要があると認めるとき
は、その締結に関し必要な指導及び助言をする
ことができる。

3 経済産業大臣は、正当な理由がなくて特定契
約の締結に応じない電気事業者があるときは、
当該電気事業者に対し、特定契約の締結に応ず
べき旨の勧告をすることができる。

4 経済産業大臣は、前項に規定する勧告を受け
た電気事業者が、正当な理由がなくてその勧告
に係る措置をとらなかつたときは、当該電気事
業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきこ
とを命ずることができる。

(接続の請求に応ずる義務)

第五条 電気事業者(特定規模電気事業者を除
く。以下この条において同じ。))は、前条第一項
の規定により特定契約の申込みをしようとする
特定供給者から、当該特定供給者が用いる認定
発電設備と当該電気事業者がその事業の用に供
する変電用、送電用又は配電用の電気工作物
(電気事業法第二条第一項第十六号に規定する
電気工作物をいう。第三十条第二項において同
じ。))とを電氣的に接続することを求められたと
きは、次に掲げる場合を除き、当該接続を拒ん
ではならない。

一 当該特定供給者が当該接続に必要な費用で

あつて経済産業省令で定めるものを負担しないとき。 二 当該電気事業者による電気の円滑な供給の確保に支障が生ずるおそれがあるとき。 三 前二号に掲げる場合のほか、経済産業省令で定める正当な理由があるとき。 2 経済産業大臣は、電気事業者に対し、前項に規定する接続が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該接続に関し必要な指導及び助言をすることができる。 3 経済産業大臣は、正当な理由がなくて第一項に規定する接続を行わない電気事業者があるときは、当該電気事業者に対し、当該接続を行うべき旨の勧告をすることができる。 4 経済産業大臣は、前項に規定する勧告を受けた電気事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該電気事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 (再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定等) 第六条 再生可能エネルギー発電設備を用いて発電しようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることにつき、経済産業大臣の認定を受けることができる。 一 当該再生可能エネルギー発電設備が経済産業省令で定める基準に適合すること。 二 その発電の方法が経済産業省令で定める基準に適合すること。 2 経済産業大臣は、前項の認定の申請に係る発電が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。 3 経済産業大臣は、第一項の認定をしようとする場合において、当該認定の申請に係る発電がバイオマス発電に変換するものであるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣に協議しなければならない。	4 第一項の認定に係る発電をし、又はしようとする者は、当該認定に係る発電の変更をしようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認定を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。 5 第一項の認定に係る発電をし、又はしようとする者は、前項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。 6 経済産業大臣は、第一項の認定に係る発電が同項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。 7 第二項及び第三項の規定は、第四項の認定について準用する。 8 経済産業大臣は、第一項第二号の経済産業省令(発電に利用することができるバイオマスに係る部分に限る。)を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣、国土交通大臣及び環境大臣に協議しなければならない。 (電気事業法の特例) 第七条 特定契約に基づく一般電気事業者に対するその一般電気事業(電気事業法第二条第一項第一号に規定する一般電気事業をいう。)の用に供するための再生可能エネルギー電気の供給については、同法第二十二條の規定は、適用しない。 第三章 電気事業者間の費用負担の調整(交付金の交付) 第八条 第十七条第一項に規定する費用負担調整機関(以下この章において単に費用負担調整機関という。)は、各電気事業者が供給する電気の量に占める特定契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の量の割合に係る費用負担の不均衡を調整するため、経済産業省令で定める期間ごとに、電気事業者(第十四条第一項の規定による督促を受け、同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しな	い電気事業者を除く。次条、第十条第一項及び第十六条において同じ。)に対して、交付金を交付する。 2 前項の交付金(以下単に「交付金」という。)は、第十一条第一項の規定により費用負担調整機関が徴収する納付金をもって充てる。 (交付金の額) 第九条 前条第一項の規定により電気事業者に対して交付される交付金の額は、同項の経済産業省令で定める期間ごとに、特定契約ごとの第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額の合計額を基礎として経済産業省令で定める方法により算定した額とする。 一 当該電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量キロワット時で表した量をいう。)に当該特定契約に係る調達価格を乗じて得た額 二 当該電気事業者が特定契約に基づき再生可能エネルギー電気の調達をしなかったとしたならば当該再生可能エネルギー電気の量に相当する量の電気の発電又は調達に要することとなる費用の額として経済産業省令で定める方法により算定した額 (交付金の額の決定、通知等) 第十条 費用負担調整機関は、第八条第一項の経済産業省令で定める期間ごとに、各電気事業者に対し交付すべき交付金の額を決定し、当該各電気事業者に対し、その者に対し交付すべき交付金の額その他必要な事項を通知しなければならない。 2 費用負担調整機関は、交付金の額を算定するため必要があるときは、電気事業者に対し、資料の提出を求めることができる。 (納付金の徴収及び納付義務) 第十一条 費用負担調整機関は、第十七条第二項に規定する業務に要する費用及び当該業務に関する事務の処理に要する費用(次条第二項において「事務費」という。)に充てるため、経済産業省令で定める期間ごとに、電気事業者から、納	付金を徴収する。 2 電気事業者は、前項の納付金(以下単に「納付金」という。)を納付する義務を負う。 (納付金の額) 第十二条 前条第一項の規定により電気事業者から徴収する納付金の額は、同項の経済産業省令で定める期間ごとに、当該電気事業者が電気の使用者に供給した電気の量キロワット時で表した量をいう。次項及び第十六条第二項において同じ。)に当該期間の属する年度における納付金単価を乗じて得た額を基礎として経済産業省令で定める方法により算定した額とする。 2 前項の納付金単価は、毎年度、当該年度の開始前に、経済産業大臣が、当該年度において全ての電気事業者に交付される交付金の見込額の合計額に当該年度における事務費の見込額を加えて得た額を当該年度における全ての電気事業者が供給することが見込まれる電気の量の合計量で除して得た電気の量キロワット時当たりの額を基礎とし、前々年度における全ての電気事業者に係る交付金の合計額と納付金の合計額との過不足額その他の事情を勘案して定めるものとする。 3 電気事業者は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、納付金単価を算定するための資料として、特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量その他の経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。 4 経済産業大臣は、納付金単価を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。 (納付金の額の決定、通知等) 第十三条 費用負担調整機関は、第十一条第一項の経済産業省令で定める期間ごとに、各電気事業者が納付すべき納付金の額を決定し、当該各電気事業者に対し、その者が納付すべき納付金の額及び納付期限その他必要な事項を通知しなければならない。
---	--	--	--

2 第十条第二項の規定は、納付金について準用する。 (納付金の納付の督促等) 第十四条 費用負担調整機関は、前条第一項の規定による通知を受けた電気事業者がその納付期限までに納付金を納付しないときは、督促状により期限を指定してその納付を督促しなければならない。 2 費用負担調整機関は、前項の規定により督促したときは、その督促に係る納付金の額に納付期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した金額の延滞金を徴収することができる。 3 費用負担調整機関は、第一項の規定による督促を受けた電気事業者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、直ちに、その旨を経済産業大臣に通知しなければならない。 4 経済産業大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに、当該電気事業者の氏名又は名称及び当該電気事業者が第一項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付していない旨を公表しなければならない。 (帳簿) 第十五条 電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、特定契約ごとの調達した再生可能エネルギー電気の量、供給した電気の量その他の経済産業省令で定める事項を記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。 (賦課金の請求) 第十六条 電気事業者は、納付金に充てるため、当該電気事業者から電気の供給を受ける電気の利用者に対し、当該電気の供給の対価の一部として、賦課金を支払うべきことを請求することができる。 2 前項の規定により電気の使用者に対し支払を請求することができる賦課金の額は、当該電気事業者が当該電気の使用者に供給した電気の量に当該電気の供給をした年度における納付金単	価に相当する金額を乗じて得た額とする。 第四章 費用負担調整機関 (費用負担調整機関の指定等) 第十七条 経済産業大臣は、一般社団法人、一般財団法人その他政令で定める法人であつて、次項に規定する業務(以下「調整業務」という。)に關し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、費用負担調整機関(以下「調整機関」という。)として指定することができる。 一 調整業務を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。 二 役員又は職員の構成が、調整業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。 三 調整業務以外の業務を行つてゐる場合には、その業務を行うことによつて調整業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。 四 第二十七条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者でないこと。 五 役員のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。 イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 ロ この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 2 調整機関は、次に掲げる業務を行うものとする。 一 電気事業者から納付金を徴収し、その管理を行うこと。 二 電気事業者に対し交付金を交付すること。 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。	3 経済産業大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。 4 調整機関は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。 5 経済産業大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。 (調整業務規程) 第十八条 調整機関は、調整業務の開始前に、その実施方法その他の経済産業省令で定める事項について調整業務規程を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。 一 調整業務の実施方法が適正かつ明確に定められてゐること。 二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。 三 電気事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。 3 経済産業大臣は、第一項の認可をした調整業務規程が調整業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その調整業務規程を変更すべきことを命ずることができる。 (事業計画等) 第十九条 調整機関は、毎事業年度、経済産業省令で定めるところにより、調整業務に關し事業計画書及び収支予算書を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 2 調整機関は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事業計画書及び収支予算書を公表しなければならない。	3 調整機関は、経済産業省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、調整業務に關し事業報告書及び収支決算書を作成し、経済産業大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。 (区分経理) 第二十条 調整機関は、調整業務以外の業務を行つてゐる場合には、当該業務に係る経理と調整業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。 (業務の休廃止) 第二十一条 調整機関は、経済産業大臣の許可を受けなければならない。調整業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。 (納付金の運用) 第二十二条 調整機関は、次の方法によるほか、納付金を運用してはならない。 一 国債その他経済産業大臣の指定する有価証券の保有 二 銀行その他経済産業大臣の指定する金融機関への預金 三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等)に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)への金銭信託 (帳簿) 第二十三条 調整機関は、経済産業省令で定めるところにより、調整業務に關する事項で経済産業省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。 (秘密保持義務) 第二十四条 調整機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、調整業務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。 (解任命令) 第二十五条 経済産業大臣は、調整機関の役員が、この法律の規定若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくは処分に違反したとき、第十八条第一項の認可を受けた同項に規定する調整
---	---	--	--

業務規程に違反する行為をしたとき、又は調整業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、調整機関に対して、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(監督命令)

第二十六条 経済産業大臣は、この法律を施行するために必要な限度において、調整機関に対し、調整業務に関し監督上必要な命令をすることができ、

(指定の取消し等)

第二十七条 経済産業大臣は、調整機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第十七条第一項の規定による指定(以下この条において単に「指定」という。)を取り消すことができる。

一 調整業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があったとき。

三 この法律の規定若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくは処分違反したとき、又は第十八条第一項の認可を受けた同項に規定する調整業務規程によらないで調整業務を行ったとき。

2 経済産業大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

3 第一項の規定による指定の取消しが行われた場合において、電気事業者が当該指定を取り消された法人に納付した納付金がお存するときは、当該指定を取り消された法人は、経済産業大臣が第十七条第一項の規定により新たに指定する調整機関に当該納付金を速やかに引き渡さなければならない。

(情報の提供等)

第二十八条 経済産業大臣は、調整機関に対し、調整業務の実施に関し必要な情報及び資料の提供又は指導及び助言を行うものとする。

第五章 雑則

(再生可能エネルギー源の利用に要する費用の価格への反映)

第二十九条 国は、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用の円滑化を図るためには、当該利用に要する費用を電気の使用者に対する電気の供給の対価に適切に反映させることが重要であることに鑑み、この法律の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解と協力を得るよう努めなければならない。

(再生可能エネルギー電気の安定的かつ効率的な供給の確保に関する国等の責務)

第三十条 国は、再生可能エネルギー電気の安定的かつ効率的な供給の確保を図るため、研究開発の推進及びその成果の普及、再生可能エネルギー電気の供給に係る規制の在り方についての検討及びその結果に基づく必要な措置の実施その他必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 電気事業者及び再生可能エネルギー電気を電気事業者に供給する者は、再生可能エネルギー電気の安定的かつ効率的な供給の確保を図るため、相互の密接な連携の下に、再生可能エネルギー電気の円滑な供給に資する電気工作物の設置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 再生可能エネルギー発電設備の製造、設置その他の再生可能エネルギー発電設備に関連する事業を行う者は、再生可能エネルギー電気の安定的かつ効率的な供給の確保を図るため、再生可能エネルギー発電設備の製造及び設置に要する費用の低減その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

第三十一条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、電気事業者若しくは認定発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給し、若しくは供給しようとする者に対し、その業務の状況、認定発電設備の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、電気事業者若しくは認定発電設備を用いて再生可

能エネルギー電気を供給し、若しくは供給しようとする者の事業所若しくは事務所若しくは認定発電設備を設置する場所に立ち入り、帳簿、書類、認定発電設備その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、調整機関に対し、調整業務の状況若しくは資産に関し報告をさせ、又はその職員に、調整機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(環境大臣との関係)

第三十二条 経済産業大臣は、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用を促進するための施策の実施に当たり、当該施策の実施が環境の保全に関する施策に関連する場合においては、環境大臣と緊密に連絡し、及び協力して行うものとする。

(経済産業省令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、経済産業省令で定める。

(経過措置)

第三十四条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第六章 罰則

第三十五条 第二十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処す

る。

第三十六条 第四条第四項又は第五条第四項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十五条の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

三 第三十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十八条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした調整機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十一条の許可を受けないで調整業務の全部を廃止したとき。

二 第二十三条の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

三 第三十一条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第三十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十六条又は第三十七条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(準備行為)

第二条 経済産業大臣は、この法律の施行前ににおいて、第三条及び第十二条の規定の例により、調達価格等及び納付金単価を定め、これを告示することができる。

2 前項の規定により定められた調達価格等及び納付金単価は、この法律の施行の日において第三条第一項及び第十二条第二項の規定により定められたものとみなす。

第三条 再生可能エネルギー発電設備を用いて発電しようとする者は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、同条第一項の認定を受けることができる。

2 前項の規定により認定を受けたときは、この法律の施行の日において第六条第一項の規定により認定を受けたものとみなす。

第四条 第十七条第一項の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、同条、第十八条並びに第十九条第一項及び第二項の規定の例により行うことができる。

(太陽光発電設備に係る特例)

第五条 太陽光を電気に変換する設備(以下「太陽光発電設備」という。)であつて、この法律の施行の際現にエネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成二十一年法律第七十二号)第五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項(同項第二号に掲げる事項に係る部分に限る。)に基づき、一般電気事業者により行われている太陽光を変換して得られる電気の調達に係る設備として経済産業省令で定める要件に適合している旨の経済産業大臣の認定を受けたものを用いた発電については、この法律の施行の日に第六条第一項の規定による認定を受けた発電とみなして、この法律の規定を適用する。

2 前項の規定により第六条第一項の規定による認定を受けた発電とみなされる発電についての

第四条第一項、第六条第四項、第六項及び第七項並びに第九条第一号の規定の適用については、第四条第一項中「当該認定発電設備に係る調達期間を超えない範囲内の期間当該再生可能エネルギー電気が既に他の電気事業者へ供給されていた場合その他の経済産業省令で定める場合にあつては、経済産業省令で定める期間」とあるのは「前条の規定(調達期間に係る部分に限る。)の例に準じて経済産業大臣が定める期間」と、当該認定発電設備に係る調達価格とあるのは「同条の規定(調達価格に係る部分に限る。)の例に準じて経済産業大臣が定める価格(以下「特例太陽光価格」という。）」と、第六条第四項中「当該認定に係る発電」とあるのは「附則第五条第一項の規定により第六条第一項の規定による認定を受けた発電とみなされる発電(以下「特例太陽光発電」という。))に係る附則第五条第一項の太陽光発電設備」と、同条第六項中「第一項の認定に係る発電が同項各号のいずれか」とあるのは「特例太陽光発電に係る附則第五条第一項の太陽光発電設備(第四項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの)が同条第一項の経済産業省令で定める要件」と、同条第七項中「第二項及び第三項」とあるのは「第二項」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、第二項中「前項の認定の申請に係る発電が同項各号のいずれにも」とあるのは「特例太陽光発電に係る附則第五条第一項の太陽光発電設備が同項の経済産業省令で定める要件」と、「同項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする」と、第九条第一号中「調達価格」とあるのは「調達価格(特例太陽光発電による電気について特定契約に基づき調達した場合にあつては、特例太陽光価格)とする。」(見直し)

第六条 政府は、再生可能エネルギー電気の供給の量の状況及びその見通し、第十六条の賦課金の負担がその事業を行うに当たり電気を大量に

使用する者その他の電気の使用者の経済活動等に与える影響、内外の社会経済情勢の変化等を勘案し、少なくとも三年ごとに、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとともに、この法律の施行後平成三十三年三月三十一日までの間にこの法律の廃止を含めた見直しを行うものとする。

(電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法の廃止)

第七条 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(平成十四年法律第六十二号)は、廃止する。

(電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法の廃止に伴う経過措置)

第八条 前条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(以下「旧特別措置法」という。)第四条から第八条まで、第九条第四項及び第五項並びに第十条から第十二条までの規定(これらの規定に係る罰則を含む)は、当分の間、なおその効力を有する。この場合において、旧特別措置法第四条第一項中「新エネルギー等電気の基準利用量」とあるのは「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成二十三年法律第 号。以下「再生可能エネルギー電気特別措置法」という。)附則第七条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(平成十四年法律第六十二号。以下「旧特別措置法」という。)第九条第一項の規定により認定を受けた新エネルギー等を電気に変換する設備(以下「新エネルギー等認定設備」という。)を用いて得られる新エネルギー等電気の経過措置利用量」と、「新エネルギー等電気利用目標及び新エネルギー等発電設備の導入に伴い必要となる電圧の調整のための発電設備の普及」とあるのは「旧特別措置法第四条第一項の規定により全ての電気事業者が再生可能エネルギー電気特別措置法の施行の日

(以下「施行日」という。)の属する年の前年の四月一日からその属する年の三月三十一日までの一年間(施行日の属する月が一月から三月までである場合には、施行日の属する年の前々年の四月一日からその属する年の前年の三月三十一日までの一年間)において利用をすべきものとして経済産業大臣に届け出た新エネルギー等電気の基準利用量の合計量及び新エネルギー等認定設備の廃止と、同条第二項中「四月一日から」とあるのは「四月一日から翌年の」と、「開始した日から」とあるのは「開始した日から翌年の」と、旧特別措置法第五条から第八条までの規定中「基準利用量」とあるのは「経過措置利用量」と、旧特別措置法第九条第四項中「第一項」とあるのは「旧特別措置法第九条第一項」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「前項」と、「第一項」とあるのは「旧特別措置法第九条第一項」と、旧特別措置法第十一條並びに第十二條第一項及び第二項中「第九条第一項」とあるのは「旧特別措置法第九条第一項」とする。

第九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(経済産業省設置法の一部改正)

第十条 経済産業省設置法(平成十一年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第四号中「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(平成十四年法律第六十二号)」を「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成二十三年法律第 号)」に改める。

(政令への委任)

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理由

最近のエネルギーをめぐる内外の経済的社会的環境の変化及びエネルギー源として再生可能エネ

ルギー源を利用することの重要性が増大していることに鑑み、電気事業者に対し、一定の調達期間を超えない範囲内の期間にわたり一定の調達価格により再生可能エネルギー電気を調達する契約を締結する義務を課す等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案

電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律

(電気事業法の一部改正)

第一条 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十四号中「特定規模電気事業」を「特定電気事業又は特定規模電気事業」に改め、「場所」の下に「特定規模電気事業を営む他の者から受電した場合にあつては、」を、「供給地点」の下に「同条第三項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。」を加える。

第八条第一項に次のただし書を加える。

ただし、特定電気事業者がその供給地点について経済産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

第八条第三項中「第一項」の下に「及び第三項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第二項の次に次の四項を加える。

3 特定電気事業者は、第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

4 前項の規定による届出をした特定電気事業者は、その届出が受理された日から二十日を経過した後でなければ、その届出に係る変更をしてはならない。

5 経済産業大臣は、第三項の規定による届出の内容が、第五条各号(第五号を除く。次項

において同じ。)のいずれにも適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

6 経済産業大臣は、第三項の規定による届出の内容が、第五条各号のいずれかに適合していないと認めるときは、その届出をした特定電気事業者に対し、その届出を受理した日から二十日以内に限り、その届出の内容を変更し、又は中止すべきことを命ずることができる。

第十六条第一項中「同条第三項」を「同条第七項」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「行なつて」を「行つて」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 経済産業大臣は、第八条第三項の規定による届出供給地点を増加することとなるものに限る。)をした特定電気事業者が同条第七項において準用する第七条第一項の規定により指定した期間内にその増加する供給地点において事業を開始しないときは、その供給地点を減少することができる。

第十八条第七項中「受けた供給地点の下に」(「同条第三項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの」)を加える。

第十九条第三項中「第一項」を「同項」に改め、「次項」の下に「又は第七項」を加え、同条中第八項を第十三項とし、第七項を第十二項とし、第六項を第十一項とし、第五項の次に次の五項を加える。

6 一般電気事業者は、第一項後段の規定にかかわらず、他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する場合(一般電気事業を行うに当たり当該費用を節減することが著しく困難な場合に限る。)として経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、同項の認可を受けた供給約款で設定した料金その他の供給条件を変更する

ことができる。

7 一般電気事業者は、前項の規定により料金その他の供給条件を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨及びその変更後の供給約款を経済産業大臣に届け出なければならない。

8 前項の規定による届出に係る供給約款は、その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、その効力を生じない。

9 経済産業大臣は、第七項の規定による届出に係る供給約款が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

一 料金の変更の内容がその変更の目的に照らして必要かつ十分なものであること。

二 料金が供給の種類により定率又は定額をもつて明確に定められていること。

三 一般電気事業者及び電気の利用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に關する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

10 経済産業大臣は、第七項の規定による届出に係る供給約款が前項各号のいずれかに適合していないと認めるときは、当該一般電気事業者に対し、その届出を受理した日から三十日以内に限り、その供給約款を変更すべきことを命ずることができる。

第二十条中「同条第四項」の下に「若しくは第七項」を加え、「第十九条第七項」を「第十九条第十二項」に改める。

第二十一条第一項中「同条第四項」の下に「又は第七項」を加え、「第十九条第七項」を「第十九条第十二項」に改める。

第二十二条第一項中「卸供給事業者」の下に「以下この条において「一般電気事業者等」という。」を加え、同項第一号中「限る」の下に「以

下この条において「特定入札」という」を、「供給条件」の下に「(第九項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。第八項及び第九項において同じ。)」を加え、同条第七項中「第一項第一号の場合」は、その「を」を「特定入札に應じて落札した供給条件により」、「一般電気事業者、卸電気事業者又は卸供給事業者」を「一般電気事業者等」に改め、同条に次の五項を加える。

8 特定入札に應じて落札した供給条件により卸供給を行う一般電気事業者等は、他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する場合卸供給を行うに当たり当該費用を節減することが著しく困難な場合に限る。)として経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、その供給条件を変更することができる。

9 特定入札に應じて落札した供給条件により卸供給を行う一般電気事業者等は、前項の規定により供給条件を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨及びその変更後の供給条件を経済産業大臣に届け出なければならない。

10 前項の規定による届出に係る供給条件は、その届出が受理された日から二十日を経過した後でなければ、その効力を生じない。

11 経済産業大臣は、第九項の規定による届出に係る供給条件が第十九条第九項各号のいずれにも適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

12 経済産業大臣は、第九項の規定による届出に係る供給条件が第十九条第九項各号のいずれかに適合していないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出を受理した日から二十日以内に限り、その供給条件を変更すべきことを命ずることができる。

第二十三条第一項中「同条第四項」の下に「又は第七項」を加える。
第二十四条の六第一項第一号中「次号におい

て」を「以下」に改める。

第九十四条第二号中「電気事業者を「電気供給事業者」に改め、同条第三号中「電気事業者」を「電気供給事業者」に改め、「処理」の下に「及び紛争の解決」を加える。

第九十九条第一項中「第十六条第三項」を「第十六条第二項若しくは第四項に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条第二項中「第三項」を「第四項」に改める。

第一百八条第一号中「第九条第五項」を「第八条第六項、第九条第五項」に、「若しくは第八項」を「第十項若しくは第十三項」に改め、「第二十二、条第四項」の下に「若しくは第十二項」を加える。

第二百二十条第一号中「第八条第三項」を「第八条第七項」に改める。

(ガス事業法の一部改正)

第二条 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第十七条第三項中「第一項」を「同項の」に改め、「次項」の下に「又は第七項」を加え、同条中第八項を第十三項とし、第七項を第十二項とし、第六項を第十一項とし、第五項の次に次の五項を加える。

6 一般ガス事業者は、第一項後段の規定にかかわらず、他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する場合(一般ガス事業を行うに当たり当該費用を削減することが著しく困難な場合に限る。)として経済産業省令で定める場合には、同項の認可を受けた供給約款で設定したガスの料金その他の供給条件を変更することができる。

7 一般ガス事業者は、前項の規定によりガスの料金その他の供給条件を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨及びその変更後の供給約款を経済産業大臣に届け出なければならない。

8 前項の規定による届出に係る供給約款は、その届出が受理された日から三十日を経過し

た後でなければ、その効力を生じない。

9 経済産業大臣は、第七項の規定による届出に係る供給約款が次の各号に適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

一 料金の変更の内容がその変更の目的に照らして必要かつ十分なものであること。
二 料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。

三 一般ガス事業者及びガスの使用者の責任に関する事項並びに導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。
四 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

10 経済産業大臣は、第七項の規定による届出に係る供給約款が前項各号のいずれかに適合しないと認めるときは、一般ガス事業者に対し、その届出を受理した日から三十日以内に限り、その供給約款を変更すべきことを命ずることができる。

第十八条第一項中「同条第四項」の下に「又は第七項」を加える。
第十九条中「同条第四項」の下に「若しくは第七項」を加え、「第十七条第七項」を「第十七条第十二項」に改める。
第二十条中「同条第四項」の下に「又は第七項」を加え、「第十七条第七項」を「第十七条第十二項」に改める。

第三十七条の六の二中「第十七条第四項」の下に「又は第七項」を加え、「第十七条第七項」を「第十七条第十二項」に改める。
第三十七条第十二項に改める。

第五十七条第一号中「若しくは第八項」を「第十項若しくは第十三項」に改める。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(変更の許可の申請に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に第一条の規定による改正前の電気事業法(以下「旧電気事業法」という。)第八条第一項の規定によりされた変更の許可の申請であつて、この法律の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものは、当該変更が第一条の規定による改正後の電気事業法(以下「新電気事業法」という。)第八条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更に該当する場合以外の場合には同項の規定によりされた許可の申請とみなし、当該変更が同項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更でない場合には施行日に同条第三項の規定によりされた変更の届出とみなす。

(送配電等業務支援機関の指定に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に旧電気事業法第九十三条第一項の指定を受けている者は、施行日に新電気事業法第九十三条第一項の指定を受けたものとみなす。

(政令への委任)

第四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(電源開発促進税法の一部改正)

第六条 電源開発促進税法(昭和四十九年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「第六項」を「第十一項」に改める。

理由

電気事業及びガス事業を取り巻く社会経済情勢

の変化に的確に対応した規制の合理化等を図るため、他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する場合における供給約款の変更のための届出等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。